

第3章 現地における日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対 応の在り方について

1 概説

(1) モンゴルにおける日本企業概説

(企業数)

モンゴルに進出している日系企業拠点数は、外務省の統計によれば、519社（外務省海外進出日系企業拠点数調査：令和2年10月1日現在）である（詳細は、下記の表を参照）。

しかしながら、この統計結果は、実際に、モンゴルで継続的に事業を行っている企業数を正確に表しているものではない。統計に表れているのは、大使館に報告があった事業所数であり、実際にはすでに営業をしていない事業、法人登録をしたものの営業せずに登録だけ残っている（または、登録も抹消されていてそのことにすら気づいていない）企業も含まれている。実際にモンゴルにおいて精力的に活動をしている日系企業数の実数とはかけ離れた数であると考えられる。

また、519社のうち、半数以上の291社は、日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率10%以上）であり、日本企業の子会社等ではない。これらの企業のうちには、個人事業主の法人成りのような形態の零細企業も相当数存在すると考えられる。実際には、その日本人が現地から撤退すれば、即座に事業が継続しなくなるような場合が多いと思われ、そのような状態になって登録だけ残っている企業も多いと思われる。

(業種)

モンゴルに進出している日系企業を業種別に分析すると、「卸売業・小売業」が253社であり、全体（519社）の約半数を占め、業種として圧倒的に多い。具体的な業態が不明であるが、飲食店等もこの区分に含んでいるのかもしれない。

2位は「その他サービス業」（43社）、3位は「建設業」（29社）であり、以下、「情報通信業」、「宿泊業、飲食サービス業」（ともに25社）、「教育、学習支援業」（18社）、「鉱業、採石業、砂利採集業」（17社）、「金融業・保険業」（16社）、「農業・林業」、「不動産業、物品賃貸業」（ともに15社）、「学術研究、専門・技術サービス業」（14社）と続く。

(モンゴル日本商工会)

モンゴルにおいて、モンゴル日本商工会が日系企業をとりまとめる重要な団体である。同会は、①会員相互の交流と連携、②会員の商工業活動発展のために有益な情報交換、非営利事業活動の実施、③関係諸団体との連絡・協調、④主として日本よりの経済ミッションへの対応、⑤その他本会の目的達成に必要な非営利事業を目的として設置されている団体である。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

現在、特別会員、モンゴル企業を含めて 56 社が会員企業として加入している⁸⁶。そのうち、特別会員（大使館など）、モンゴル企業を除く 51 社が、現在、モンゴルにおいてある程度積極的に事業を展開している日系企業であるというのが、大方の認識である。もちろん、同会にあえて加入していない事業者、個人事業と同視されるような事業者で同会に加入するメリットがないと考えて加入していない事業者も多数存在すると思われるが、それらの実態については把握が難しい⁸⁷。

同会への入会資格であるが、入会希望者は入会申込書を提出し、役員間での協議のうえ加入を判断するとのことである。これまでに、入会を拒否された事例は聞かないが、ずいぶん過去には、商社や銀行を中心とした親睦団体であって、零細企業等が加入を申し込んでも、オブザーバー会員としてしか参加を認めないといったこともあったようである。現在では、そのような感覚はなく、特に問題がない限り入会を認める運用となっていると思われる⁸⁸。

表 モンゴル進出企業の企業形態（海外進出日系企業拠点数調査、2020 年調査結果（令和 2 年 10 月 1 日現在）⁸⁹よりモンゴルの部分を、一部形式を改変のうえ抜粋。）

企業拠点総数	企業形態						区分不明
	本邦企業の海外支店等	本邦企業が 100% 出資した現地法人		合弁企業（本邦企業による直接・間接の出資比率が 10% 以上の現地法人）		日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率 10% 以上）	
		法人	支店等	法人	支店等		
519	13	140	6	79	10	271	0

⁸⁶ <http://www.jbcm.mn/member-list>（モンゴル日本商工会 WEB サイト。2022.2.15 最終閲覧。）

⁸⁷ 例えば、著者自身もかつてモンゴル法人を所有していたが、その活動実態はなかった。

⁸⁸ 筆者の所属する弁護士事務所のような零細 1 人事務所であっても、モンゴル日本商工会に問題なく入会を認められている事実からも、原則として入会制限がないことはわかる。

⁸⁹ 外務省、海外進出日系企業拠点数調査、2020 年調査結果（令和 2 年 10 月 1 日現在）より抜粋。この調査は、(1) 本邦企業の海外支店等、(2) 本邦企業が 100% 出資した現地法人及びその支店等、(3) 合弁企業（本邦企業による直接・間接の出資比率が 10% 以上の現地法人）及びその支店等並びに (4) 日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率 10% 以上）を対象としているとのことである。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html（外務省 WEB サイト。2022.2.15 最終閲覧。）

表 モンゴル進出企業の業種（海外進出日系企業拠点数調査、2020年調査結果（令和2年
10月1日現在）よりモンゴルの部分を、一部形式を改変のうえ抜粋。）

業種									
農業、 林業	漁業	鉱業、採 石業、砂 利採集業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業	情報通信 業	運輸業、 郵便業	卸売業・ 小売業	金融業・ 保険業
15	0	17	29	10	8	25	6	253	16

不動産 業、物品 賃貸業	学術研究、専 門・技術サー ビス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービス 業、娯楽 業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	サービス業 (他に分類さ れないもの)	分類不 能の産 業	区分不明
15	14	25	9	18	7	43	1	8

(2) モンゴルにおける在留邦人概説

(在留邦人数)

モンゴル在留邦人数は 323 名（外務省海外在留邦人数調査統計：令和 3 年 10 月 1 日現在）である。その内訳は、長期滞在者 295 人、永住者 28 人である。

(モンゴル日本人会)

モンゴルには日本人会が存在している。会員は在留邦人とその家族が中心であるが、定期的にモンゴルと日本を行き来している人や、モンゴル人会員もいる。

モンゴル日本人会の会員数は、170 人である。

モンゴル在留邦人数と日本人会の会員数の差は、いったん在留邦人として届出をした後日本に帰国した人物などが在留邦人数にカウントされているために 150 人程度の差が生じていると思われる。実際にモンゴルに在住する日本人の多くは、日本人会の会員となっているようである。

なお、特にコロナ禍においては日本に帰国している会員も多く、日本人会の会員であってもモンゴルに在住していない者も多い。

表 海外在留邦人数調査統計 令和4年版(令和3年(2021年)10月1日現在)⁹⁰よりモンゴルの部分を一部形式を改変のうえ抜粋

全体集計		長期滞在者			永住者		
合計	前年比 (増減率)	合計	全体比	前年比 (増減率)	合計	全体比	前年比 (増減率)
323	+16.6%	295	91.3%	+18.5%	28	8.7%	+0.0%

(3) モンゴル日本商工会とモンゴル日本人会に対するアンケート調査の結果

今回、日系企業、在留邦人等を対象に調査を行うにあたり、まず、モンゴル日本商工会とモンゴル日本人会に対して、アンケート調査を実施した。また、同会の役員に対してもインタビューを実施した。

アンケート調査は、各会の代表者に対するメールでの質問形式で実施した。その質問内容と結果は次のとおりである。

質問事項(現地日本人会、モンゴル日本商工会)

<p>1 日本人会や商工会議所の規模等について</p> <p>Q1 貴会に所属している会員の規模を教えてください。 ()名 ()社</p> <p>2 相談窓口、支援窓口の有無について</p> <p>Q2 貴会は日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない</p> <p>Q2-1 「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください。 ()</p> <p>Q2-2 「ある」とお答えになられた場合、直近1年間の利用実績を御教示ください。 ()件</p> <p>内訳 <input type="checkbox"/> 相談のみ ()件</p> <p><input type="checkbox"/> 現地の弁護士の紹介 ()件</p> <p><input type="checkbox"/> 日本法弁護士の紹介 ()件</p> <p><input type="checkbox"/> 公的機関(在外公館、JETRO)を紹介 ()件</p>

⁹⁰ 海外在留邦人数調査統計 令和4年版(令和3年(2021年)10月1日現在)。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html> (外務省WEBサイト)。

2022.2.15 最終閲覧。)。

<p><input type="checkbox"/> 法曹以外の専門家の紹介 () 件</p> <p><input type="checkbox"/> その他 () () 件</p> <p>Q2-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 需要がないから</p> <p><input type="checkbox"/> 需要はあるが、ノウハウや予算がないから</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>Q2-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 自主的に設置する予定がある</p> <p><input type="checkbox"/> 日弁連やJETROがそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。</p> <p><input type="checkbox"/> 予定はない。</p> <p>3 その他現地の実情を踏まえた質問事項</p> <p>3 日系弁護士事務所の需要</p> <p>Q3 現地に日系弁護士事務所があれば、貴会の会員はそれを利用するとお考えですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない <input type="checkbox"/> わからない</p> <p>Q3-1 「利用する」、「わからない」とお答えになられた場合、現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、貴会の会員は、その利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めるとお考えですか（複数回答可）。</p> <p><input type="checkbox"/> 弁護士の現地での経験</p> <p><input type="checkbox"/> 弁護士の日本国内での経験</p> <p><input type="checkbox"/> 弁護報酬</p> <p><input type="checkbox"/> 無料で相談できること</p> <p><input type="checkbox"/> WEB上やメールで相談できること</p> <p><input type="checkbox"/> 現地弁護士との協働ができていること</p> <p><input type="checkbox"/> 事務所に所属する弁護士数</p> <p><input type="checkbox"/> 日本人弁護士がいること</p> <p><input type="checkbox"/> 日本語ができる現地弁護士がいること</p> <p><input type="checkbox"/> 英語ができる現地弁護士がいること</p> <p><input type="checkbox"/> 個人的な信頼関係</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>3-2 仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的にまたは常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうかを検討するにあたって、重視することは何ですか（複数回答可）</p> <p><input type="checkbox"/> 日本人弁護士が常駐しているなど、いつでも相談できること</p>

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

<input type="checkbox"/> 日本人弁護士の所属事務所の大小や事務所の信用 <input type="checkbox"/> 日本人弁護士の現地での経験 <input type="checkbox"/> 日本人弁護士の日本での経験 <input type="checkbox"/> 日本人弁護士の現地の法曹資格 <input type="checkbox"/> 日本人弁護士の評判 <input type="checkbox"/> 弁護士報酬 <input type="checkbox"/> その他 ()
--

在モンゴル日本人会、モンゴル日本商工会からの回答結果

回答日時	2022/01/14 12:17	2022/01/14 12:29
組織名	在モンゴル日本人会	モンゴル日本商工会
貴会に所属している会員様は何名若しくは何社でしょうか？	170名	51社
貴会は日本企業または在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか？	相談窓口や支援窓口がない。	相談窓口や支援窓口がない。
相談窓口や、支援窓口の具体的な運用方法をご教示ください。	N/A	N/A
直近1年間の利用実績をご教示ください。	N/A	N/A
相談のみ	N/A	N/A
現地の弁護士の紹介	N/A	N/A
日本法弁護士の紹介	N/A	N/A
公的機関、JETRO（日本センターのビジネス交流支援）	N/A	N/A
法曹以外の専門家の紹介	N/A	N/A
その他	N/A	N/A
その様な窓口が現在設置されていない理由をご教示ください。	需要はあるが、ノウハウや予算がないから。	需要はあるが、ノウハウや予算がないから。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

今後その様な窓口を設置する予定はありますか？	日弁連やJETRO（JICA・日本センター等含む）がその様なサービスを提供するのであれば、そのサービスにつながるための連絡窓口を設置することを検討してもよい。	日弁連やJETRO（JICA・日本センター等含む）がその様なサービスを提供するのであれば、そのサービスにつながるための連絡窓口を設置することを検討してもよい。
現地に日系弁護士事務所があれば、貴会の会員はそれを利用すると思いますか？	わからない。	利用する。
現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか？	無料で相談できるか否か、日本人弁護士がいること、日本語ができる弁護士がいること。	弁護士の現地での経験、弁護士の日本国内での経験、弁護士報酬、無料で相談できるか否か、現地弁護士との協働ができているか否か、日本人弁護士がいること、日本語ができる弁護士がいること。
仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的にまたは常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうかを検討するにあたり、重視することは何ですか？	相談のしやすさ。	日本人弁護士の現地での経験、日本人弁護士の日本での経験、日本人弁護士の現地の法曹資格、弁護士報酬。

（アンケート結果の検討）

在モンゴル日本人会、モンゴル日本商工会の双方の回答を以下で検討する。

（日本人弁護士の連絡窓口の設置について）

すなわち、いずれも、日本人弁護士に相談できるような窓口の需要はある。しかし、その費用やノウハウがなく、実施できていないとのことであった。

また、日弁連、その他公共機関等がそのようなサービスを提供するのであれば、連絡窓口の設置についてはいずれも協力的である。

（利用可能性）

仮にそのような窓口が設置されたとして、利用可能性については、双方の会での判断は分かれる。日本人会はわからないとし、商工会は利用するとの回答である。これについては、モンゴルに進出している日本企業からの弁護士需要が多いことがわかる。

（弁護士の進出の際に重視すること）

この質問については、日本人会は、無料であること、日本人（または日本語ができる）弁護士であることが利用にあたり重視することであると回答した。日本人会の会員は、ビジネスに関わっていない者も多く、英語等でのアクセスには不都合を感じていると考えられる。

商工会の回答は、これとは対照的であった。日本人、日本語の重要性については日本人会と同様の回答であったが、より現地での経験、日本での経験、現地弁護士との協働を重視し

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

た回答であった。これは、実際に現地で事業を行っている事業者からの回答であるから当然とも言えるが、現地での経験が重視されている点は、後述の日本企業等へのアンケート調査からも強く望まれている点であり、現地での法律実務に携わったことのある弁護士の需要が高いことがわかる。

(日本人弁護士について重視される点)

仮に現地に日本人弁護士が進出した場合に、何を重視するかという質問への回答についても、日本人会と商工会の回答はそれぞれ特徴的である。

日本人会は、相談のしやすさと回答している。これに対し、商工会は、現地や本邦での弁護士の経験、現地の弁護士資格、報酬を重視すると回答している。現地での弁護士経験を積む、現地の弁護士資格を取得するといった点は、日本人弁護士には相当ハードルが高いものと考えられるから⁹¹、商工会の重視する要件を満たす弁護士は非常に少ないと思われる。

2 日本企業

(1) 日本企業アンケート調査

下記の要領でアンケート調査を実施した。実施にあたっては、モンゴル・日本人材開発センターの協力を得て、同センターの知見を活用して、アンケート依頼、企業選定等を行った。

(対象企業)

アンケート調査の対象企業は、モンゴルで現在実際に事業を行っている事業者として、その内容を、モンゴル日本商工会に所属する 51 社とした。

モンゴル日本商工会の在籍企業に対象を限定したのは、それ以外の事業者や、個人事業主については、情報の取得が非常に困難を極めたからである。ただし、後述する在留邦人の調査(特にインタビュー)の中で、個人事業を行っていることが判明した者なども複数存在していた。それらの者については、後述する在留邦人へのアンケート調査、インタビュー調査の中で、一定数は回答を得られたものとする。

(アンケートの実施回数、実施方法)

アンケートの実施回数は合計 3 回である。2022 年 1 月にすべて実施した。モンゴルにおいてもコロナ禍は深刻であり、事業者の便宜も考慮して、メール及び電話等を利用してアンケートを周知したうえで、インターネット上で回答していただく形とした。

アンケート作成・管理ソフトウェアは、Google フォームを使用した。

⁹¹ 2022.2.16 現在、現地の弁護士資格を有している日本人弁護士は存在しない。また、現地の外国弁護士資格(日本の外国法事務弁護士と類似)を有している日本人弁護士は、筆者を含め 2 名のみである。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

有効回答数であるが、最終的には51社中、約50%の26社からアンケートを回収することができた。このように、多数のアンケート回収率が図れたのは、モンゴル日本人材開発センター及びご担当のJICA 専門家中村功氏が、長年の間に、現地進出する日本企業との間で築かれてきた信頼関係によるところが大きい。

表 アンケート実施状況

アンケート 依頼	回答依頼配布日	配布数	有効回答数	有効回答率	
日本企業第 1回目	2022年1月10日	51	15	15/51	29.4%
日本企業第 2回目	2022年1月14日	51	5	5/51	9.8%
日本企業第 3回目	2022年1月27日	51	6	6/51	11.1%
合計		153	26	26/51	50.1%

(質問事項)

アンケートの内容(質問事項)は次のとおりである。

質問事項(日本企業等、在留邦人共通)

<p>1 あなた(御社)自身について</p> <p>Q1 あなたの属性を教えてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 在留邦人 <input type="checkbox"/> 日本企業等(個人事業主を含む。以下同じ。)</p> <p>Q1-1 在留邦人である場合、滞在している理由を御教示ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 日本企業等の駐在員(経営者含む。) <input type="checkbox"/> 駐在員の家族</p> <p><input type="checkbox"/> 学生</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>Q1-2 日本企業等である場合、その事業形態を御教示ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 現地に事業所を構えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所はなく、現地企業に委託して事業を行わせている。</p> <p><input type="checkbox"/> 現地企業との合弁で事業所を設置している。</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>Q1-3 現地に事業所を置いている場合、その事業所の性質を教えてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 法人格のない事業者</p> <p><input type="checkbox"/> 現地法に基づく内国法人</p> <p><input type="checkbox"/> 現地法に基づく外国法人</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>Q1-4 従業員(アルバイトを含む。)は何名いますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 5名以下</p> <p><input type="checkbox"/> 6名以上20名以下</p> <p><input type="checkbox"/> 21名以上50名以下</p> <p><input type="checkbox"/> 51名以上100名以下</p> <p><input type="checkbox"/> 101名以上</p> <p>Q1-5 資本金の額はいくらですか。(日本円換算で)</p> <p><input type="checkbox"/> 個人事業主であって、資本金はない</p> <p><input type="checkbox"/> 100万円以下</p> <p><input type="checkbox"/> 100万円を超えて1000万円以下</p> <p><input type="checkbox"/> 1000万円を超えて5000万円以下</p> <p><input type="checkbox"/> 5000万円を超えて1億円以下</p> <p><input type="checkbox"/> 1億円を超える</p>
--

2 法的問題の実情について

Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください。（複数回答可。括弧内には具体的なトラブルの状況を記載してください。）

- (企業) 起業 ()
 投資 ()
 取引 ()
 貿易 ()
 労務 ()
 債権回収 ()
 撤退 ()
 その他 ()
(在留邦人) 滞在資格 ()
 身分関係 (現地でのもの) ()
 身分関係 (日本にいる親族との間のもの) ()
 労務問題 ()
 交通事故 ()
 貸金 ()
 不動産 (賃貸借) ()
 取引 ()
 労働 ()
 刑事 ()
 その他 ()

※ 法的トラブルについてはできる限り詳細に記載してください。また、場合により、後日直面した法的トラブルの詳細についてヒアリングをお願いさせていただくことがありますので、何卒御協力いただければ幸いです。

Q2-1 日本企業の方にお伺いします。よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

- 民法（財産法）、商法（会社法）等の基本法
 知的財産法（特許法、著作権法、商標法、意匠法、不正競争防止法等）
 競争法（独占禁止法等）
 投資関係法令
 特別な契約法（消費者契約法、金融商品取引法等）
 刑事法
 その他 ()

Q2-2 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

- 政府のホームページ
 公刊されている法律集や法律書
 現地政府に直接聞く
 在外公館やJETRO窓口尋ねる
 現地法弁護士に聞く
 現地にいる日本法弁護士に聞く
 アクセスする方法がない
 その他 ()

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。
 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。
 その他 ()

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

<p><input type="checkbox"/> 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 判断は安定しているが、費用及び／若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。</p> <p><input type="checkbox"/> 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>3 相談先について</p> <p>Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。</p> <p>相談したことが <input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない</p> <p><input type="checkbox"/>勤務先</p> <p><input type="checkbox"/>保険会社</p> <p><input type="checkbox"/>現地の警察など現地政府機関</p> <p><input type="checkbox"/>現地のコンサルタント</p> <p><input type="checkbox"/>現地資格の弁護士</p> <p><input type="checkbox"/>現地の税理士・会計士事務所</p> <p><input type="checkbox"/>日本大使館</p> <p><input type="checkbox"/>現地 JETRO 事務所</p> <p><input type="checkbox"/>現地にいる日本弁護士</p> <p><input type="checkbox"/>日本にいる日本法弁護士</p> <p><input type="checkbox"/>現地の法律専門家</p> <p><input type="checkbox"/>大学等学校</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>4 日本法弁護士の活用の有無について</p> <p>Q4 現地の日本法弁護士に相談した場合、その理由</p> <p><input type="checkbox"/>日本語で相談したかったから</p> <p><input type="checkbox"/>日本人特有の事情に明るいと思ったから</p> <p><input type="checkbox"/>日本人弁護士を紹介してもらったから</p> <p><input type="checkbox"/>専門家に相談するのが一番だと思ったから</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>Q4-1 相談してみた満足感</p> <p><input type="checkbox"/>満足している</p> <p><input type="checkbox"/>まあまあ満足している</p> <p><input type="checkbox"/>満足していない</p> <p>Q4-2 Q4-1 で満足していると答えた方に質問します。 相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。</p> <p><input type="checkbox"/>もともと顔見知りであった</p> <p><input type="checkbox"/>知り合いから紹介してもらった</p> <p><input type="checkbox"/>日本の法律事務所から紹介してもらった</p> <p><input type="checkbox"/>JETRO など在外公館に紹介してもらった</p> <p><input type="checkbox"/>自分・自社で独自に調べた</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>Q4-3 「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由 ()</p>

Q4-4 現地の日本法弁護士に相談しなかった場合、その理由
費用が高いから
弁護士以外に相談した
弁護士に相談するのは敷居が高い
弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った
解決までに時間がかかる
現地での問題について詳しいとは思えないから
日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから
その他 ()

Q5 法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談しましたか。
ある ない

Q5-1 Q5で「ある」と回答した場合、その理由を教えてください。
現地法の問題については現地の弁護士に相談すべきだから
日本法弁護士より詳しいと思ったから
現地の弁護士を紹介してもらったから
日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから
その他 ()

Q5-2 Q5で「ない」と回答した場合、その理由を教えてください。
外国語で相談するのに抵抗があるから
コストがかかるから
知っている弁護士がない
日本人特有の事情はわからないと思ったから
その他 ()

Q5-3 現地資格の弁護士に相談してみた満足感
満足している
まあまあ満足している
満足していない

Q5-4 「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由
費用が高かった
日本人特有の事情に明るくなかった
言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった
弁護士としてのクオリティに問題があった
その他 ()

5 公的機関（在外公館・JETRO）による支援について（企業等向け）

Q6 事業を行うに当たって抱えた法的問題について在外公館やJETROに相談したことがあるか。
ある ない

Q6-1 「ある」と回答された方について、具体的にどこに相談したか。また、その機関への相談を選択された理由を教えてください。
在外公館の日本企業等支援窓口
JETRO 現地事務所（海外展開現地支援プラットフォーム）
その他 ()
理由 ()

Q6-2 「ない」と回答された方について、その理由を教えてください。
在外公館やJETROが対応してくれることを知らなかった
在外公館やJETROから遠隔地にあり、相談に行けなかった
公的な機関なので近寄りがたかった
他に相談できる場所（日本人会等）が身近にあった
その他

6 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいか。

はい いいえ

Q7-1 どういった料金体系を希望しますか。
初回無料法律相談
初回は30分5000円まで
上限額が決まっている場合
相談する内容によるので何とも言えない

Q7-2 どういった条件が整っていることを希望しますか。
日本法弁護士の人数がもっと増えると相談しやすい
なるべくトラブルに巻き込まれている事を知られない方法で相談したい
その他 ()

Q7-3 現地窓口がどこにあると利用しやすいか。
日本人会
モンゴル・日本人材開発センター (日本センター)
モンゴル日本商工会
モンゴル商工会議所
日本大使館
現地の日系法律事務所
日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所
どこでもよい
その他

Q7-4 窓口を利用したいと思わない場合、その理由を教えてください。
()

7 許認可・登録について

Q8 許認可 (特別許可) や登録について、問題が生じたり、弁護士の関与が必要となったりしたことはありますか。
ある ない

Q8-2 「ある」とお答えになられた場合、どのような許認可 (特別許可) や登録で問題が生じたり、弁護士の関与が必要となったりしましたか。
()

8 強制執行制度について

Q9 あなたが他人に対し、強制執行を行ったり、強制執行をされたりしたことはありますか。
ある ない

Q9-2 「ある」とお答えになられた場合、問題を感じたことはありましたか。
ある ない

Q9-3 「ある」とお答えになられた場合、どのような問題がありましたか。
()

9 日系弁護士事務所の需要

Q10 現地に日系弁護士事務所があれば、それを利用しますか。
利用する 利用しない わからない

Q10-1 「利用する」、「わからない」とお答えになられた場合、現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか (複数回答可)。
弁護士の現地での経験
弁護士の日本国内での経験
弁護報酬
無料で相談できること
WEB上やメールで相談できること
現地弁護士との協働ができているか
所属する弁護士数
日本人弁護士がいること

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

- 日本語ができる現地弁護士がいること
- 英語ができる現地弁護士がいること
- 個人的な信頼関係
- その他（)

Q10-2 仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的にまたは常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうか検討するにあたって、重視することは何ですか（複数回答可）

- 日本人弁護士の所属事務所の大小や事務所の信用
- 日本人弁護士の現地での経験
- 日本人弁護士の日本での経験
- 日本人弁護士の現地の法曹資格
- 日本人弁護士の評判
- 弁護士報酬
- その他（)

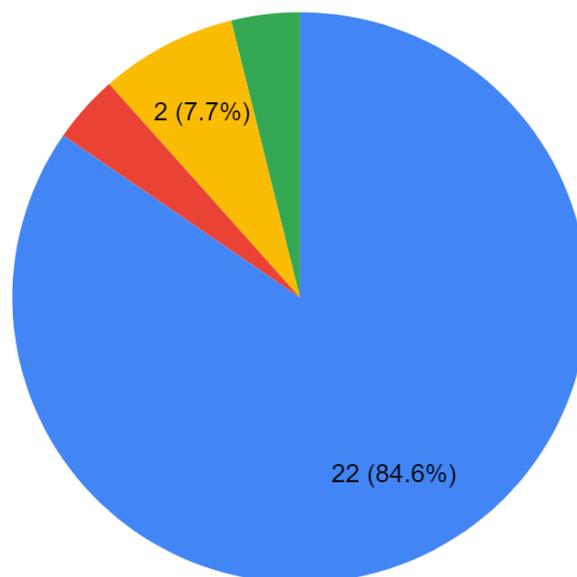
(2) アンケート結果

アンケートの回答結果を以下にまとめる。なお、各アンケート結果において、小数点以下第2桁を四捨五入しているため、各数値を合算しても100パーセントとならない場合がある。

Q1 御社自身について

日本企業等である場合、その事業形態をご教示ください

- 現地に事業所を構えている
- 駐在事務所で現地モンゴル人を常駐させている。
- 現地企業との合併で事務所を設置している
- 駐在員事務所

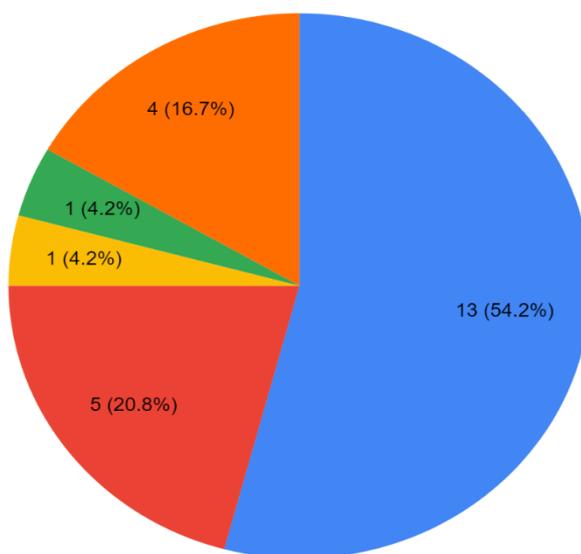


26 件の回答

- ①現地に事業所を構えている (22 件、84.6%)
- ②現地企業との合併で事務所を設置している (2 件、7.7%)
- ③各 1 件、3.8%の回答
 - ・ 駐在事務所で現地モンゴル人を常駐させている。
 - ・ 駐在員事務所

現地に事業所を置いている場合、その事業所の性質をご教示ください

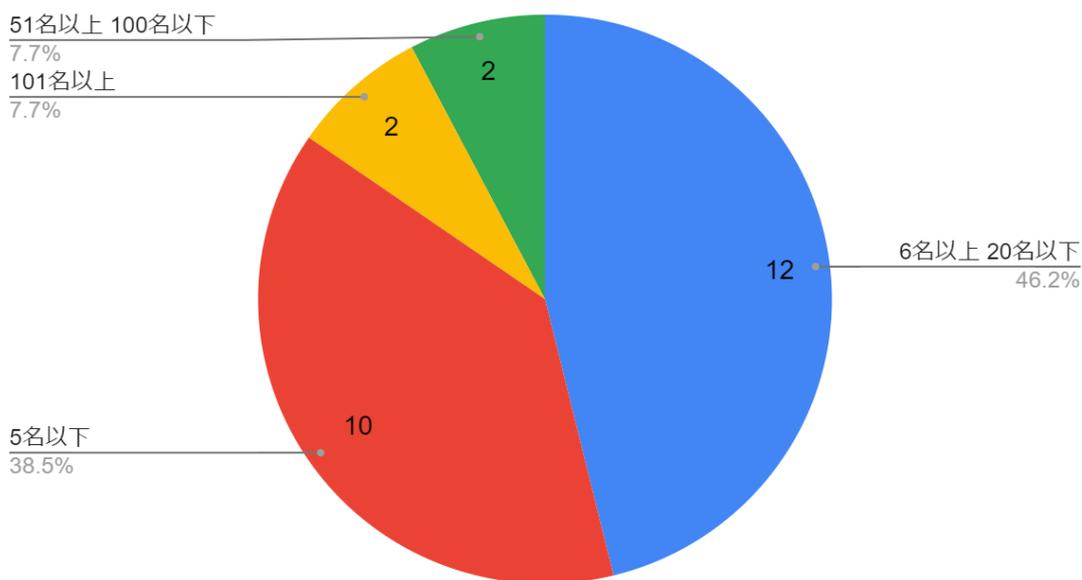
- 現地法に基づく外国法人（外国投資企業とされる法人）
- 現地法に基づく内国法人（モンゴル企業とされる法人）
- 営業所（連絡員事務所）と外国法人を保有しているが、外国法人は閉鎖手続き中
- モンゴル企業の一部株式取得
- 法人格のない事業者



24 件の回答

- ① 現地法に基づく外国法人（外国投資企業とされる法人）（13 件、54.2%）
- ② 現地法に基づく内国法人（モンゴル企業とされる法人）（5 件、20.8%）
- ③ 法人格のない事業者（4 件、16.7%）
- ④ 各 1 件、4.2% の回答
 - ・ モンゴル企業の一部株式取得
 - ・ 営業所（連絡員事務所）と外国法人を保有しているが、外国法人は閉鎖手続き中

従業員（アルバイト・パートを含む）は何名いますか？



26 件の回答

①6 名以上 20 名以下 (12 件、46.2%)

②5 名以下 (10 件、38.5%)

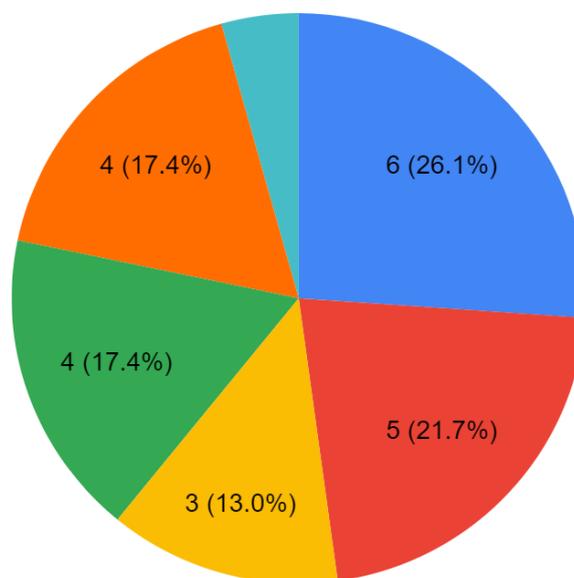
③各 2 件、7.7%の回答

・ 51 名以上 100 名以下

・ 101 名以上

資本金の額はいくらですか？

- 1000万円を超えて 5000万円以下
- 1億円を超える
- 個人事業主であり、資本金はない
- 100万円以下
- 100万円を超えて 1000万円以下
- 5000万円を超えて 1億円以下



23 件の回答

①1000 万円を超えて 5000 万円以下 (6 件、26.1%)

②1 億円を超える (5 件、21.7%)

③100 万円以下 (4 件、17.4%)

④100 万円を超えて 1000 万円以下 (4 件、17.4%)

④個人事業主であり、資本金はない (3 件、13.0%)

⑤5000 万円を超えて 1 億円以下 (1 件、4.3%)

Q2 法的問題の実情について

(起業でのトラブル)

1 件の回答

- ・登記のルールがわかりにくかったり、頻繁に変わっているような感じを受けた

(投資でのトラブル)

3 件の回答

- ・共同出資者（モンゴル側）が日本人側の出資金および個人預金を横領。
- ・鉱物買い付けの先払いを投資とするならば、鉱山側が当社に開示していない裁判案件で、先払い金が未回収となった。
- ・建物不動産を購入も代金納入後に登記ができていないことが発覚、確認したら建物全体を銀行担保に入れていた。弁護士を立てて解決したものの1年以上かかった。

(取引でのトラブル)

8 件の回答

- ・取引先（モンゴル行政機関 地方・中央省庁）が報酬支払の踏み倒し、支払い大幅遅延
- ・契約通りの納期・品質が満たされることは少ない。
- ・自転車操業の鉱山が多いため、運転資金の前払い要請、契約金額を無視した価格のつり上げ等々、金銭の引き出し要求が絶えずある。
- ・非合法な採掘品を混ぜ込み利益を得ようとしてきた。（出荷前の当社検査で発覚）
- ・コンプライアンスの概念がないことから起きるトラブルが横行。
- ・法令変更の情報が取りにくいいためいつも確認が必要。また継続に不安がある。
- ・顧客からの売掛金の回収など。特に、請負で仕事をしたあと、出来上がりに難癖をつけられ、最終支払金を出し渋ること
- ・前払いしたが、業務を実行されず、その代金返還を裁判所を通して行ったが、回収できておらず、時効になりそうな状況で、法的な手続きが進まない。

(貿易でのトラブル)

4 件の回答

- ・税関の輸入時の税額など見解の正当性や一貫性に欠けている。
 - ・過去に委託先の現地輸出会社にも輸送を委託した際、輸送費が支払われておらず、国教で3ヶ月も留置された事があり、日本側の取引先に違約金を取られる事となった。
 - ・輸出時において、アンダーマネーでの通関業務が横行しており、正規手続きが遅延する。
- なし
- ・主に行政の問題。税関や、国家監察局の担当官の知識不足や経験不足がひどい。また、日本人だと思われると、ふっかけようとするところがある

(労務でのトラブル)

3 件の回答

- ・従業員の横領（会社の電話で国際電話を長時間、頻繁にかけていた。→通話料を給与から差し引き清算で解決。食材・備品を私用に使う・勝手に持ち帰る・仮払金を持ったまま失踪→本人の所在を確保し、話し合い中）
- ・遠隔での労務管理の為、すぐさぼる。
- ・問題社員に不当解雇扱いをされ、証拠をだすも自社の弁護士が買収され敗訴

(債権回収でのトラブル)

5 件の回答

- ・共同出資者（モンゴル側）の別企業への出資金を融資したものが踏み倒された。融資取り立て期限を過ぎたということで、係争できず。
- ・融資相手がコロナで外国で死亡、遺族に請求できず泣き寝入り。
- ・訴訟が遅々として進まないケースがある
- ・覚書締結も実施されることはない。
- ・取引でのトラブルでも記載した通り

(撤退のトラブル)

3 件の回答

- ・外国法人を閉鎖手続き中であるが時間を要している。
- ・日本企業の共同出資者だったモンゴル人のノンバンクへの出資金の引き上げができないまま、勝手に会社がたたまれていて、資金回収ができなかった。
- ・トラブルではないが、撤退時の手続きが面倒くさい

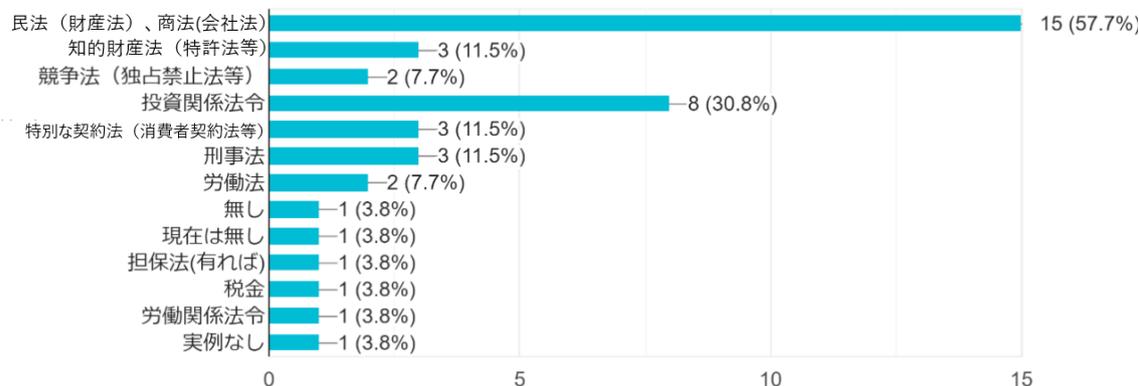
(その他のトラブル)

4 件の回答

- ・公的機関からの行政指導・処分
- ・些末なトラブルは日常茶飯事ですが、基本的にモンゴル人と日本人の倫理観、道徳などの認識の違いによるものであり、自分で対処できるものは、特に司法や警察の場などではなく、当事者同士の協議で解決するようにしています。
- ・コロナ禍により丸2年間活動無しのため、トラブルもこの2年無し
- ・日本へ送金しようとするとなんでもかんでも20%を引こうとするところ。

Q2-1 法的問題の実情について

前項でご質問させていただいた問題も含め良く生起する問題はどの様な法令に関連するものですか？



26 件の回答

①民法(財産法)、商法(会社法) (15 件、57.7%)

②投資関係法令 (8 件、30.8%)

③各 3 件、11.5% の回答

- ・知的財産法(特許法、著作権法、商標法、意匠法、不正競争防止法等)
- ・特別な契約法(消費者契約法、金融商品取引法等)
- ・刑事法

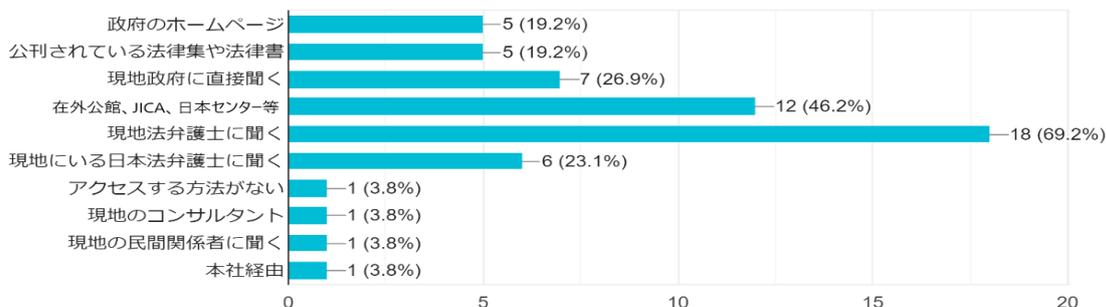
④各 2 件、7.7% の回答

- ・競争法(独占禁止法等)
- ・労働法

⑤各 1 件、3.8% の回答

- ・担保法(有れば)
- ・税金
- ・労働関係法令

問題に直面した際に問題となる法令にどの様にアクセスしていますか？

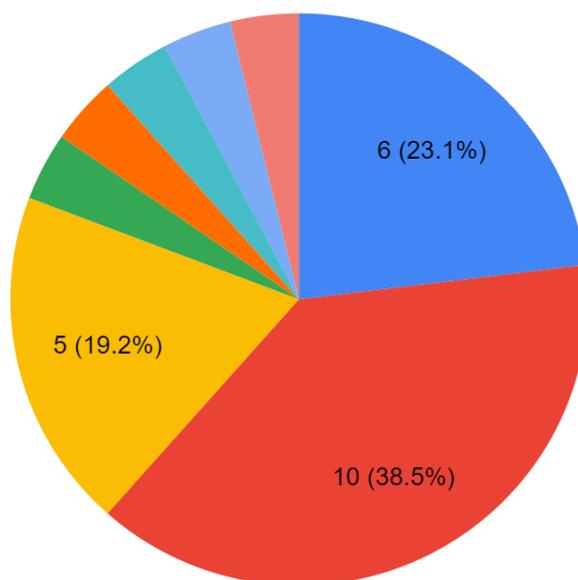


26 件の回答

- ①現地法弁護士に聞く（18 件、69.2%）
- ②在外公館や JETRO（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）窓口で尋ねる（12 件、46.2%）
- ③現地政府に直接聞く（7 件、26.9%）
- ④現地にいる日本法弁護士に聞く（6 件、23.1%）
- ⑤各 5 件、19.2%
 - ・ 政府のホームページ
 - ・ 公刊されている法律集や法律書
- ⑥各 1 件、3.8%
 - ・ アクセスする方法がない
 - ・ 現地のコンサルタント
 - ・ 現地の民間関係者に聞く
 - ・ 本社経由

知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか？

- 法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である
- （アクセスできない様なケースは）ない
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である
- 知識を有する弁護士を通じてアクセスしている。
- 法律の解釈、適用の理解が困難
- 法律や政令にはアクセスできるが、たまにほしい情報が見つからないこともある。
- 自分で収集できる情報が限定的で法執行、弁護士・法律アドバイザーが法律運用知識が乏しいように思います。
- 中国、モンゴル間の正しい情報が入ってこない。



26 件の回答

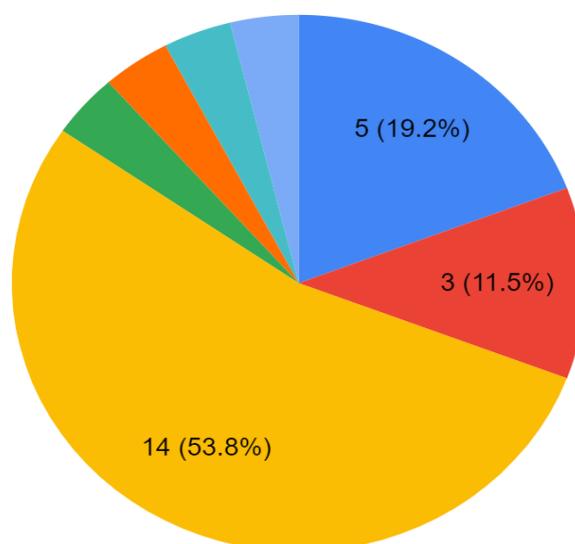
- ①（アクセスできない様なケースは）ない（10 件、38.5%）
- ②法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である（6 件、23.1%）
- ③法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である（5 件、19.2%）

④各1件、3.8%の回答

- ・法律の解釈、適用の理解が困難
- ・中国、モンゴル間の正しい情報が入ってこない。
- ・知識を有する弁護士を通じてアクセスしている。
- ・自分で収集できる情報が限定的で法執行、弁護士・法律アドバイザーが法律運用知識が乏しいように思います。
- ・法律や政令にはアクセスできるが、たまにほしい情報が見つからないこともある。

現地法令の法的安定性についてどうお考えですか？

- 法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることもある
- 法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない
- 法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことが...
- 法令では定められていても人脈で解決できたりといい加減である。
- 法令に明記されていない運用方法が担当者によって異なる解釈をされるため、...
- 認識不足の点も含めて各種法令を理解する必要がある
- 知見なし

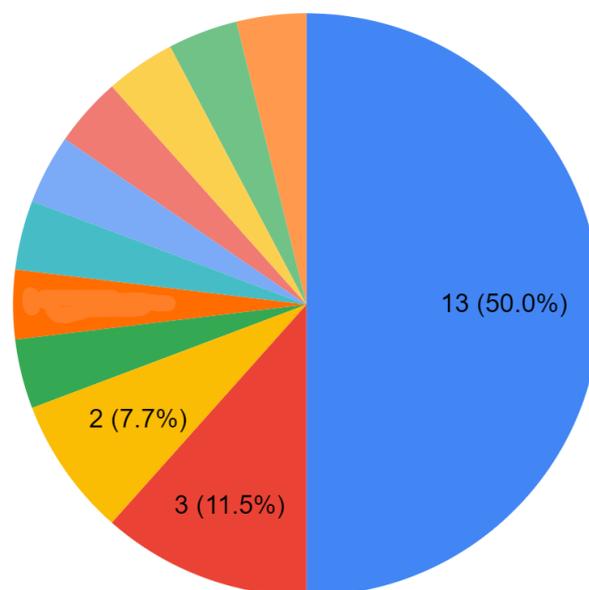


26件の回答

- ①法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある（14件、53.8%）
- ②法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることもある（5件、19.2%）
- ③法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない（3件、11.5%）
- ④各1件、3.8%の回答
 - ・法令では定められていても人脈で解決できたりといい加減である。
 - ・認識不足の点も含めて各種法令を理解する必要がある。
 - ・法令に明記されていない運用方法が担当者によって異なる解釈をされるため、担当者次第であることが多い。
 - ・知見なし。

現地の裁判制度についてどうお考えですか？

- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない
- 判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない
- 費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない
- よくわかりません。
- 裁判経験がないので不明
- 経験無し
- 知見なし
- あまり機会無し
- よくわかっていない
- 無し
- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる

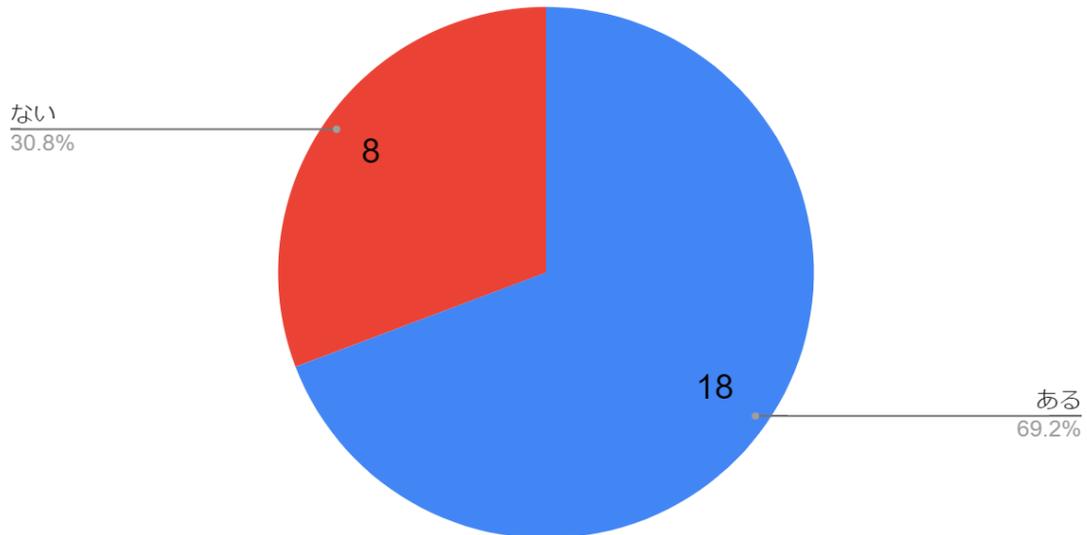


26 件の回答

- ①費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない（13 件、50%）
- ②判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない（3 件、11.5%）
- ③費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない（2 件、7.7%）
- ④各 1 件、3.8%の回答
 - ・判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる。
 - ・よくわかりません。
 - ・無し
 - ・あまり機会無し
 - ・よくわかっていない
 - ・経験無し
 - ・裁判経験がないので不明
 - ・知見なし
 うち、7 件の回答は、経験がないなどでわからないとの趣旨であった。

Q3 法律に関する相談先について

法的な問題に直面した際、誰かに相談しましたか？相談した事のある／ないでお答えください

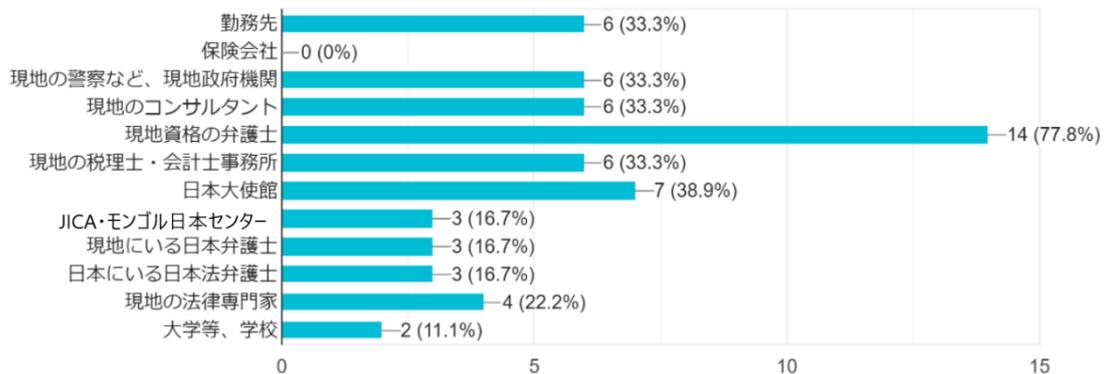


26 件の回答

- ①ある（18 件、69.2%）
- ②ない（8 件、30.8%）

Q3 であるのご回答いただいた方にお伺いします。

その様な法的な問題の相談先に当てはまる以下の回答肢をご選択ください



18 件の回答

- ①現地資格の弁護士（14 件、77.8%）
- ②日本大使館（7 件、38.9%）

③各 6 件、33.3%の回答

- ・勤務先
- ・現地の警察など、現地政府機関
- ・現地のコンサルタント
- ・現地の税理士・会計士事務所

④現地の法律専門家（4 件、22.2%）

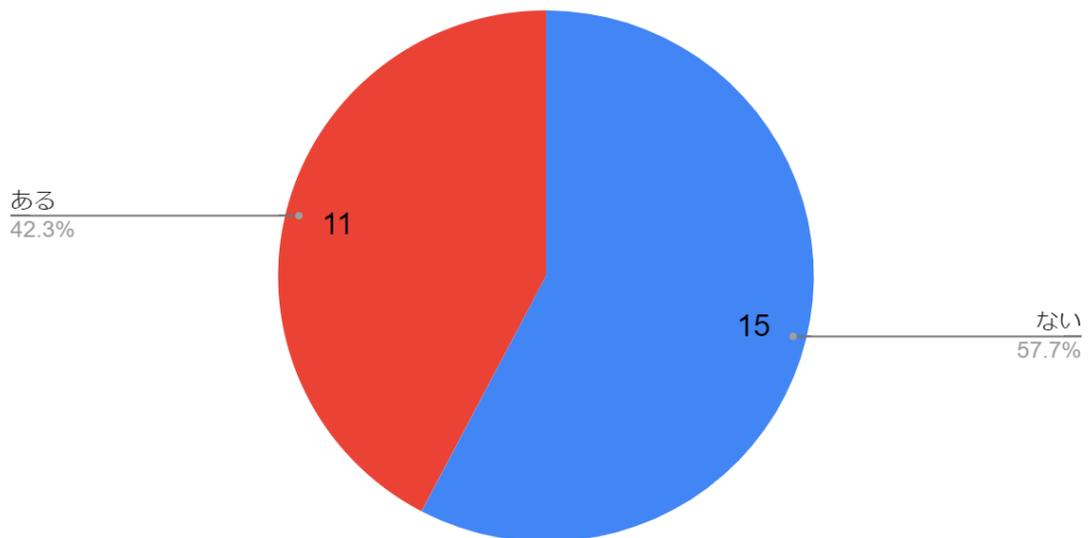
⑤各 3 件、16.7%の回答

- ・現地 JETRO 事務所（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）
- ・現地にいる日本弁護士
- ・日本にいる日本法弁護士

⑥大学等、学校（2 件、11.1%）

Q4 日本法弁護士の活用の有無について

Q3と一部重複しますが、現地の日本法弁護士に相談したことがありますか？



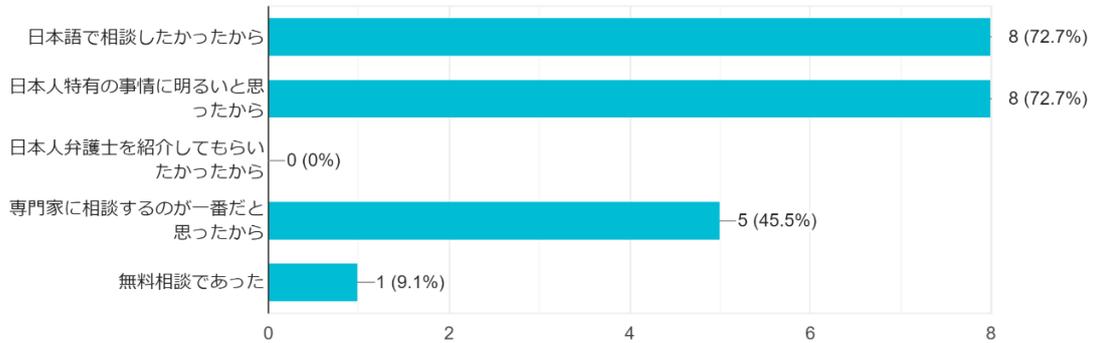
26 件の回答

①ない（15 件、57.7%）

②ある（11 件、42.3%）

Q4 であるとお答えいただいた方にお伺いいたします

日本法弁護士に相談した際の理由を教えてください



11 件の回答

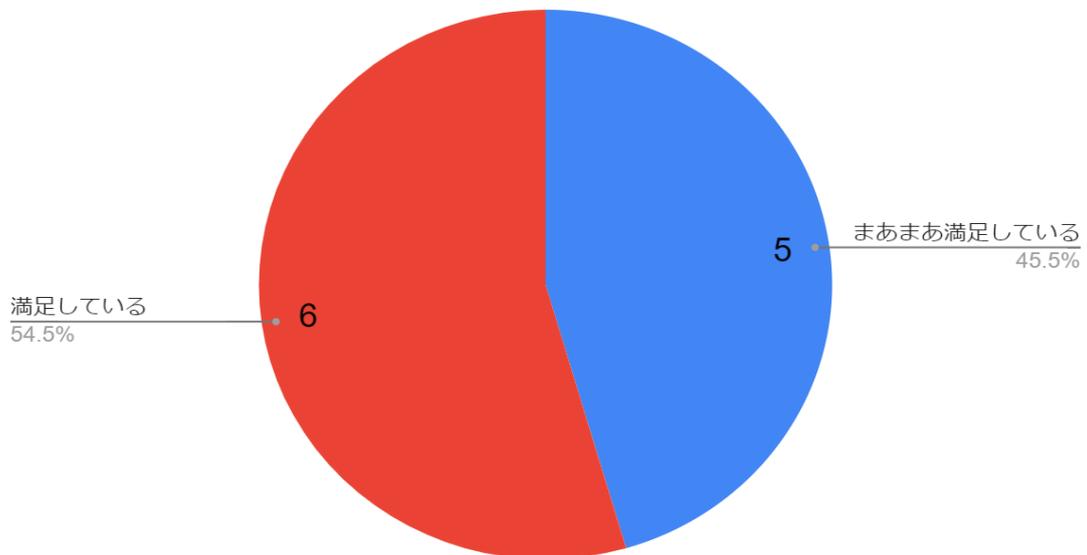
①各 8 件、72.7%の回答

- ・日本語で相談したかったから
- ・日本人特有の事情に明るいと思ったから

②専門家に相談するのが一番だと思ったから（5 件、45.5%）

③無料相談であった（1 件、9.1%）

日本法弁護士に相談してみた満足感はいかがでしたか？



11 件の回答

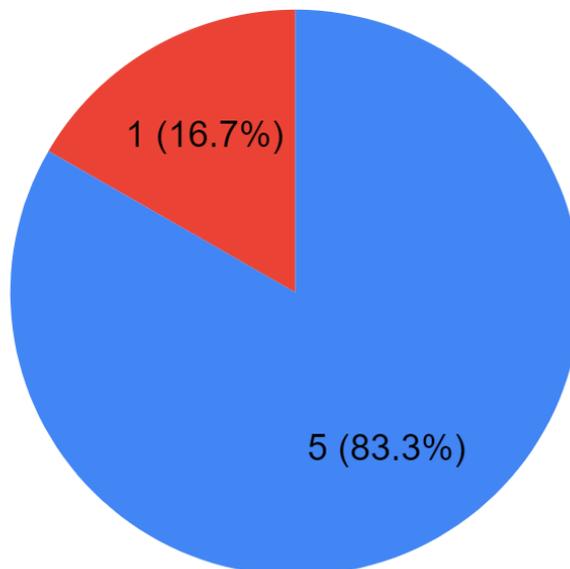
①満足（6 件、54.5%）

②まあまあ満足（5 件、45.5%）

前項 で満足としているとご回答頂いた方にお伺いいたします

相談した弁護士はどの様にして知り合いましたか？

- JETROなど在外公館に紹介してもらった
- もともと顔見知りであった



6 件の回答

- ①在外公館等の紹介（5件、83.3%）
- ②もともと顔見知りであった（1件、16.7%）

前項で、まあまあ満足としている若しくは満足していないとご回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、若しくは、満足してないとした理由に関してご記載ください

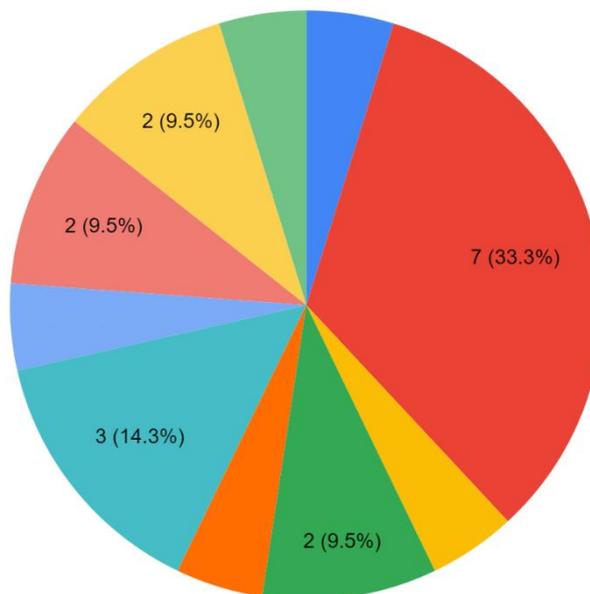
4 件の回答

- ・法令に関する情報については、自分の既知の内容であることが多く、あまり問題の即時解決につながる話に発展することがなかったから。
- ・問題解決に至らなかったから
- ・無料であったので簡単な質問であったため
- ・相談のみで、解決まで行わなかったから。

前項で 現地の日本法弁護士に相談しなかったとご回答頂いた方にお伺いいたします

現地の日本法弁護士に相談しなかった理由に該当する回答を選択してください

- 日本法弁護士がないから
- 日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから
- 弁護士に相談するのは敷居が高い
- 弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った
- 弁護士以外に相談した
- 現地での問題について詳しいとは思えないから
- 現地弁護士を活用した
- 解決までに時間がかかる
- 必要になったことがないから
- 無し



21 件の回答

①日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから (7 件、33.3%)

②現地での問題について詳しいとは思えないから (3 件、14.3%)

③各 2 件、9.5%の回答

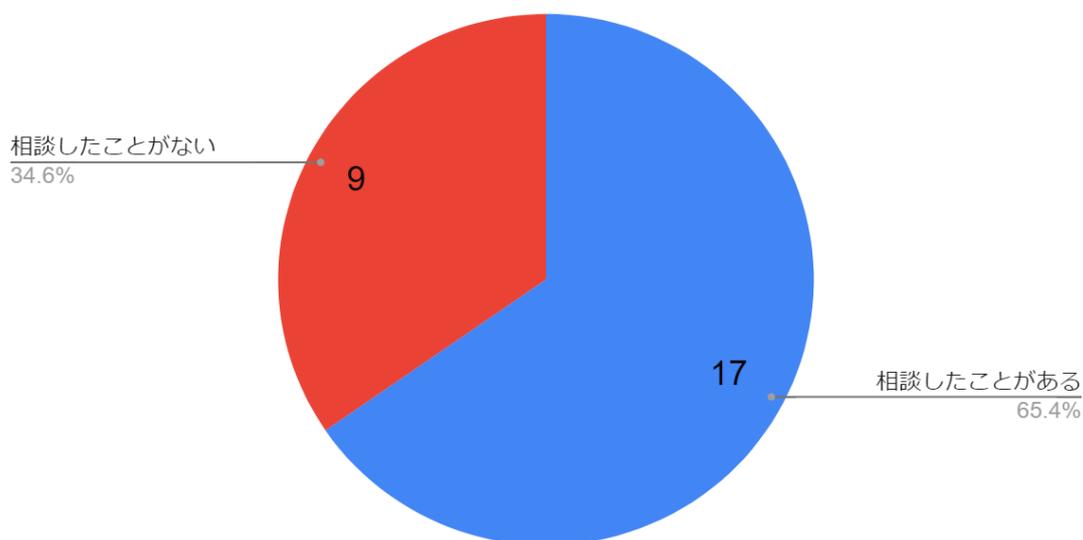
- ・ 弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った
- ・ 解決までに時間がかかる
- ・ 必要になったことがないから

④各 1 件、6.7%の回答

- ・ 弁護士以外に相談した
- ・ 弁護士に相談するのは敷居が高い。
- ・ 無し。
- ・ 現地弁護士を活用した。
- ・ 日本法弁護士がないから。

Q5 現地資格の弁護士への相談

法的トラブルに直面した際に、現地資格の弁護士に相談しましたか？

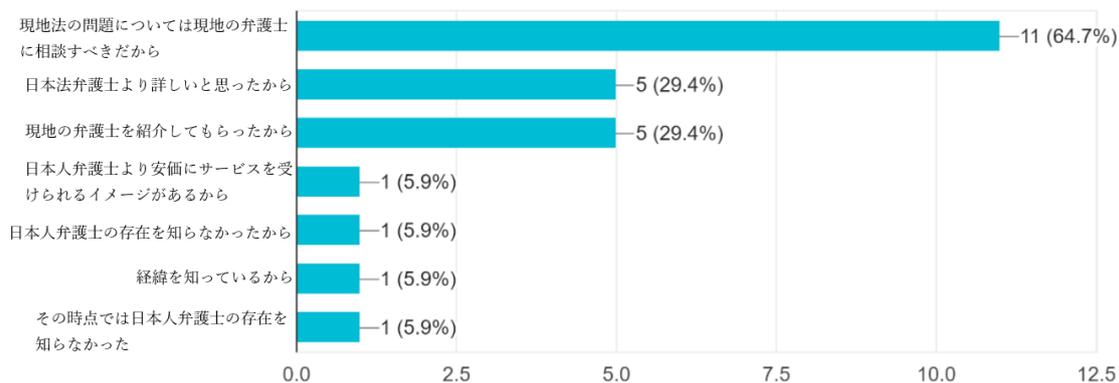


26 件の回答

- ①相談したことがある（17 件、65.4%）
- ②ない（9 件、34.6%）

Q5 で相談したことがあると回答された方へお伺いいたします

相談したことがあるとしたその理由を以下の選択肢から回答ください



17 件の回答

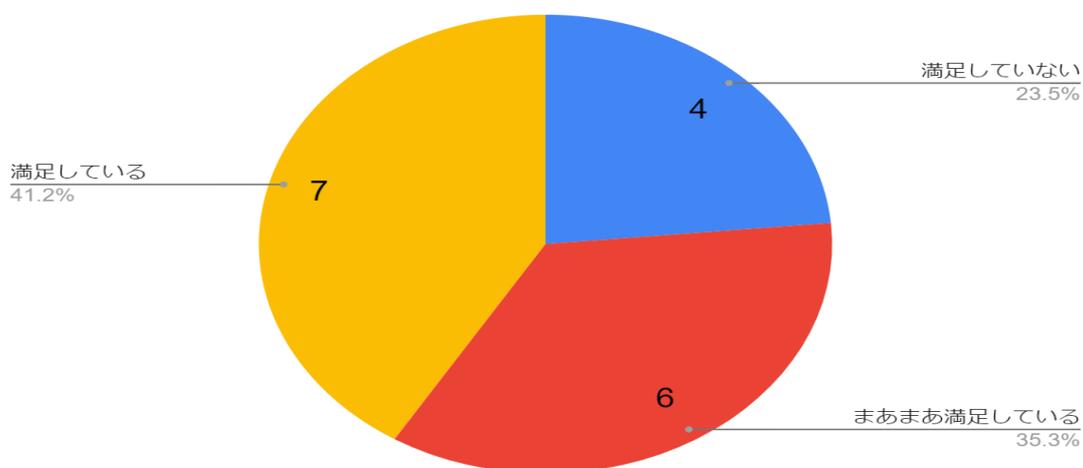
- ①現地法の問題については現地の弁護士に相談すべきだから（11 件、64.7%）
- ②各 5 件、29.4% の回答

- ・日本法弁護士より詳しいと思ったから。
- ・現地の弁護士を紹介してもらったから。

③各1件、5.9%の回答

- ・日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから。
- ・日本人弁護士の存在を知らなかったから。
- ・経緯を知っているから。
- ・その時点では日本人弁護士の存在を知らなかった。

現地資格の弁護士に相談してみた満足度を教えてください

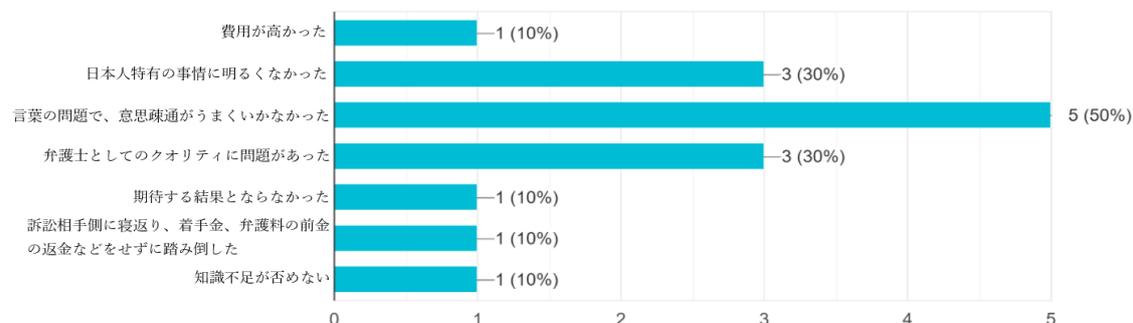


17件の回答

- ①満足している (7件、41.2%)
- ②まあまあ満足している (6件、35.3%)
- ③満足していない (4件、23.5%)

前項でまあまあ満足している、満足していないと回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、満足していないとご回答頂いた理由を選択してください



10件の回答

①言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった（5件、50%）

②各3件、30%の回答

- ・日本人特有の事情に明るくなかった。
- ・弁護士としてのクオリティに問題があった。

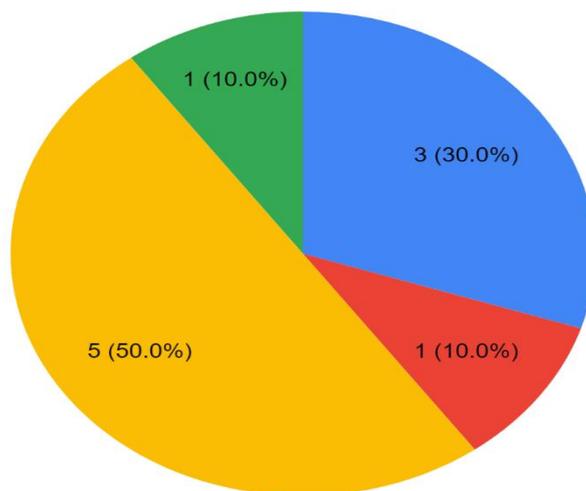
③各1件、10%の回答

- ・費用が高かった。
- ・期待する結果とならなかった。
- ・訴訟相手側に寝返り、契約不履行であったにもかかわらず着手金、弁護士の前金の返金などをせずに踏み倒したから。
- ・知識不足が否めない。

Q5で相談したことがないと回答された方へお伺いいたします

Q5で相談したことがないとしたその理由を以下の選択肢から回答ください

- 知っている弁護士がないから
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから
- 相談する問題がない
- 外国語で相談するのに抵抗があるから



10件の回答

①相談する問題がない（5件、50.0%）

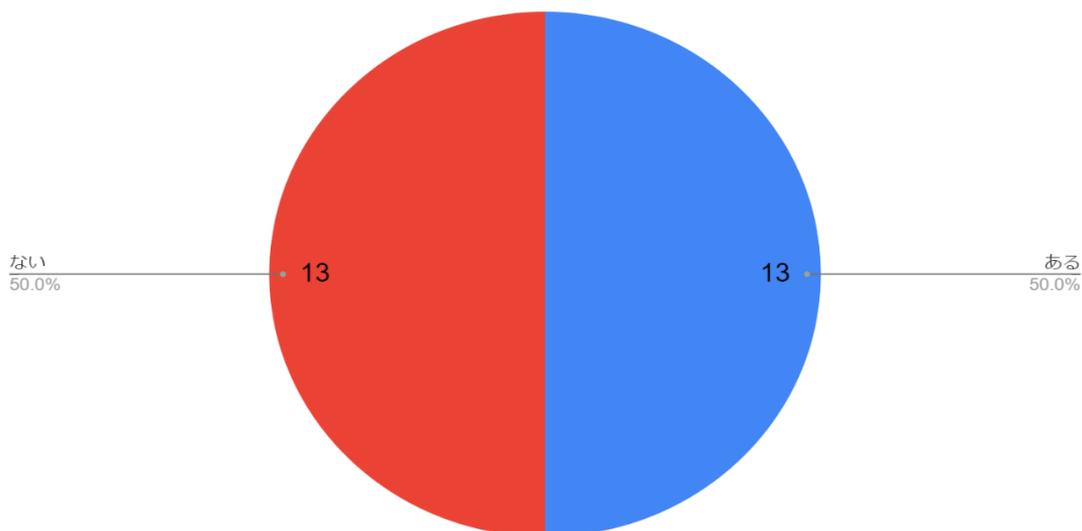
②知っている弁護士がないから（3件、30.0%）

③各1件、10.0%の回答

- ・外国語で相談するのに抵抗があるから
 - ・日本人特有の事情はわからないと思ったから
- 相談するケース・トラブルがなかったという回答が、5件あった。

**Q6 公的機関（在外公館・JETRO（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業））など
による支援に関して**

事業を行うにあたって抱えた法的問題について在外公館やJETRO（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）に相談したことがありますか？

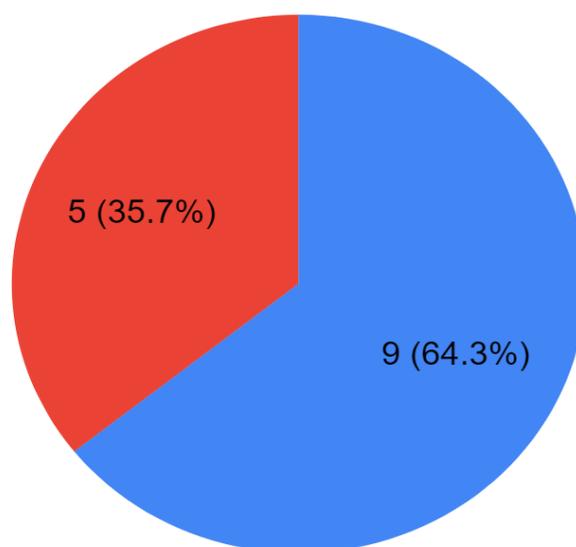


ある、ない、それぞれ 13 件、50%の回答であった。

Q6 であると回答された方にお伺いいたします

具体的にどこに相談されましたか？

- 在外公館の日本企業等支援窓口
- JETRO現地事務所（海外展開現地支援プラットフォーム）、（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）



14 件の回答

- ① 在外公館の日本企業等支援窓口（9 件、64.3%）
- ② JICA、日本センター（5 件、35.7%）

相談された理由を教えてください

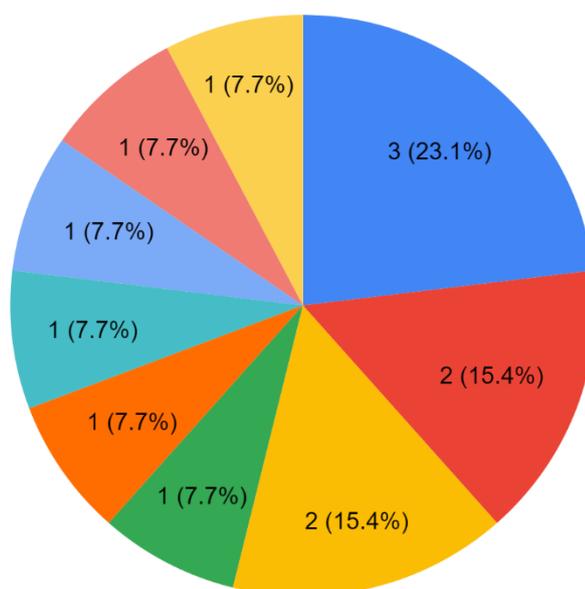
13 件の回答

- ・ 当地事情の理解度、他事例など豊富な経験をもつ為
- ・ 輸送に関する案件
- ・ 従業員の横領問題を司法の場で解決するための相談。地方の地元警察がこちらが提出した証拠を握りつぶすなどして、泣き寝入りを余儀なくされる状況になったため。しかるべき法的措置がとれる警察機関で筋を通したかったから。
- ・ 新労働法の適用について
- ・ 水先案内役を期待したから
- ・ 無償工事案件であったため
- ・ なし
- ・ 起業の際に金融機関では得られない現地状況についてヒヤリングした
- ・ なんとかしてくれるであろうと思ったので
- ・ 信頼できる
- ・ 取引先の情報を知りたい。法的なところの相談
- ・ 従業員の雇用契約、社会保険料支払い、事業で使用する契約作成等
- ・ 無料だったから

Q6 でないと回答された方にお伺いいたします

相談されなかった理由を以下の選択肢から選択ください

- 在外公館や、JETRO (JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業) が対応してくれることを知らなかった
- 公的な機関なので近寄りがなかった
- 他に相談できる場所 (日本人会・商工会など) が身近にあったから
- 相談しても解決するとは思えなかったから
- 身近に現地弁護士がいたため
- そのような問題が特になかったため
- 問題が起こらなかったから
- 現地のコンサルタントに頼っていたから
- どこまで相談できるかわからず、そのまま相談していなかった。



13 件の回答

- ① 在外公館や、JETRO (JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業) が対応してくれることを知らなかった (3 件、23.1%)

②各 2 件、15.4%の回答

- ・他に相談できる場所（日本人会・商工会など）が身近にあったから
- ・公的な機関なので近寄り難かった

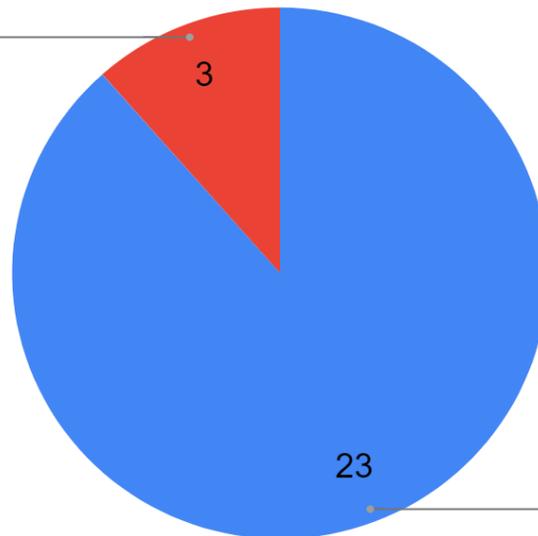
③各 1 件、7.7%の回答

- ・どこまで相談できるかわからず、そのまま相談していなかった。
- ・現地のコンサルタントに頼っていたから
- ・そのような問題が特になかったため
- ・身近に現地弁護士がいたため
- ・相談しても解決するとは思えなかったから
- ・問題が起こらなかったから

Q7 日本法弁護士へのアクセスについて

日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら利用したいと思われますか？

いいえ
11.5%



はい
88.5%

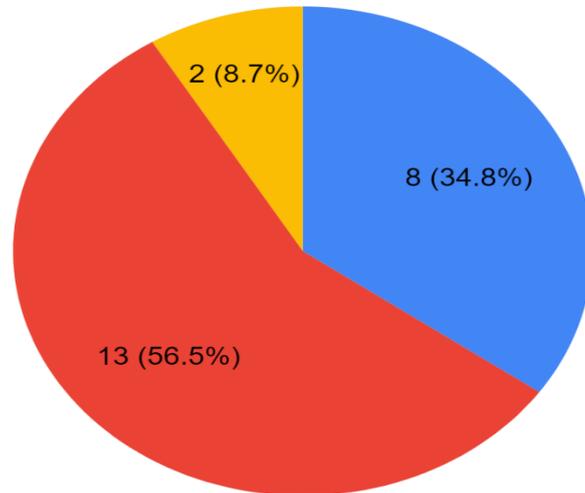
26 件の回答

- ①はい（23 件、88.5%）
- ②いいえ（3 件、11.5%）

Q7 ではいと回答された方に伺います

利用されるならどのような料金体系を希望されますか？

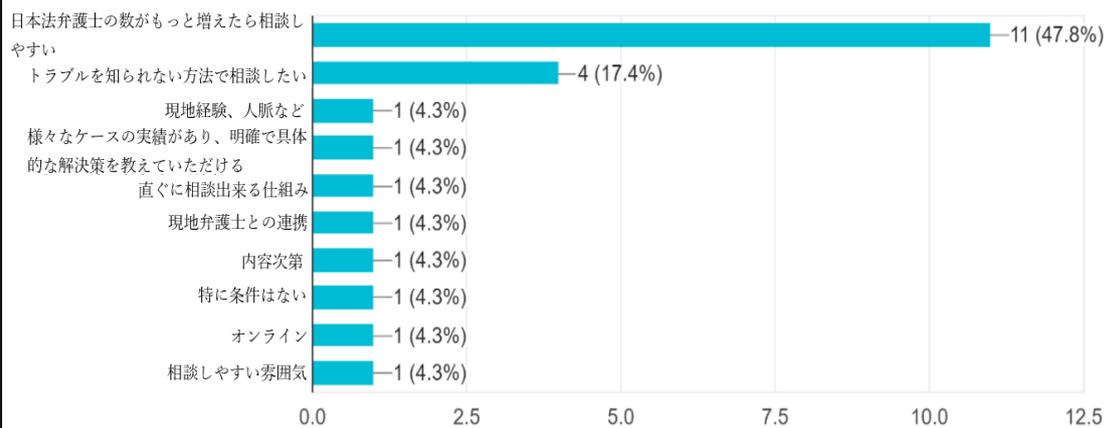
- 初回無料法律相談
- 相談する内容によるので何とも言えない
- 初回は30分5000円まで



23 件の回答

- ① 相談する内容による (13 件、56.5%)
- ② 初回無料 (8 件、34.8%)
- ③ 初回は 30 分 5000 円まで (2 件、8.7%)

利用されるならどのような条件が整っていることを希望されますか？



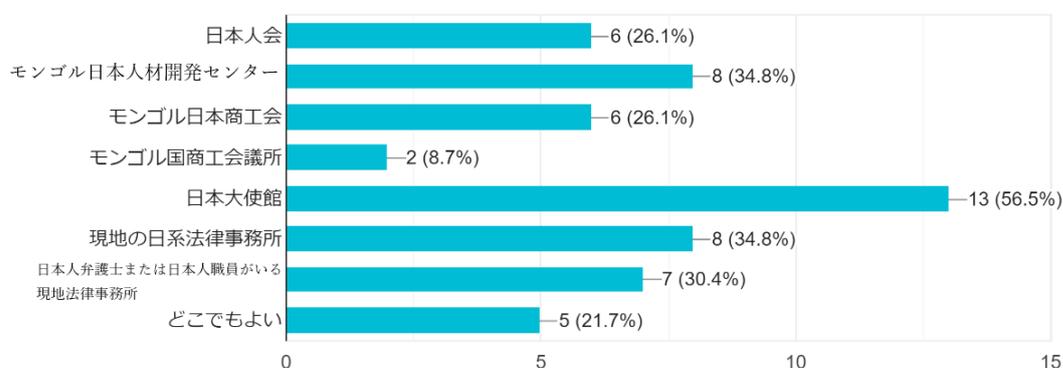
23 件の回答

- ① 日本法弁護士の数が増えたら相談しやすい (11 件、47.8%)
- ② なるべくトラブルに巻き込まれていることを知られない方法で相談したい (4 件、17.4%)
- ③ 各 1 件、4.3% の回答

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

- ・ 現地経験、人脈など
- ・ 様々なケースの実績があり、明確で具体的な解決策を教えていただける。
- ・ 直ぐに相談出来る仕組みになっていて欲しい
- ・ 現地弁護士との連携がとれていることが理想的
- ・ 内容次第
- ・ 特に条件はない
- ・ オンライン
- ・ 相談しやすい雰囲気

相談窓口がどこにあると利用しやすいと思われますか？



23 件の回答

- ①日本大使館（13 件、56.5%）
- ②各 8 件、34.8% の回答
 - ・ モンゴル日本人材開発センター
 - ・ 現地の日系法律事務所
- ③日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所（7 件、30.4%）
- ④各 6 件、26.1%
 - ・ 日本人会
 - ・ モンゴル日本商工会
- ⑤どこでもよい（5 件、21.7%）
- ⑥モンゴル国商工会議所（2 件、8.7%）

Q7でいいえと回答された方に伺います

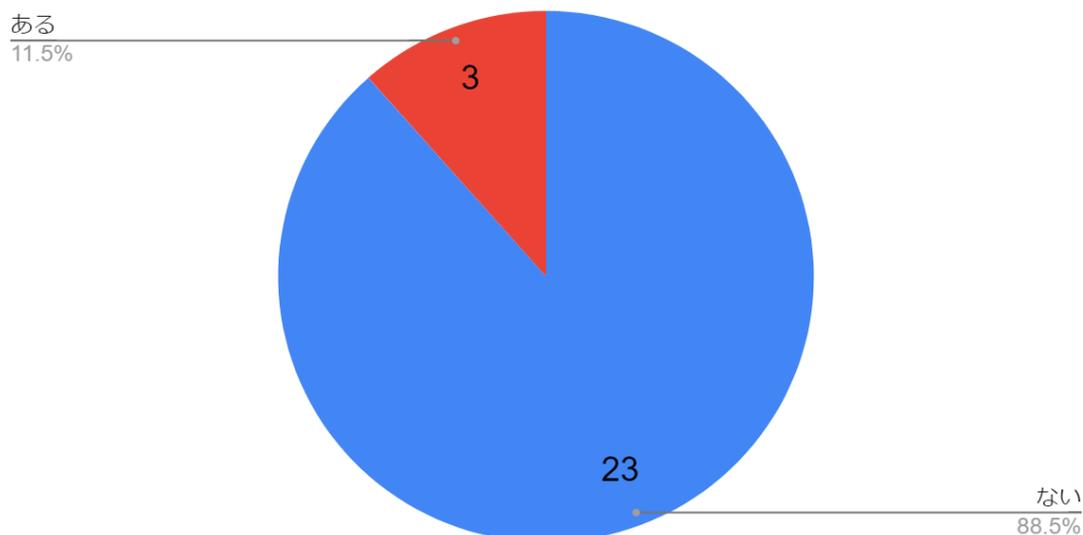
窓口を利用したいと思わない理由を教えてください

3件の回答

- ・法律事務所だったとしても、やはり日本人、日本企業なので、
- ・現地法に本当に精通しているのか不安（10年近く前に悪評を聞いたため）
- ・現地の法整備や運営がいい加減なので解決できるとは思えないし、日本公館が民間のトラブル解決に立ち入ってくれるようには思えなかったから。

Q8 許認可・登録について

許認可（特別許可）や登録について、問題が生じたり、弁護士の関与が必要になったりしたことはありますか？



26件の回答

- ①ない（23件、88.5%）
- ②ある（3件、11.5%）

Q8であると回答された方にお伺いいたします

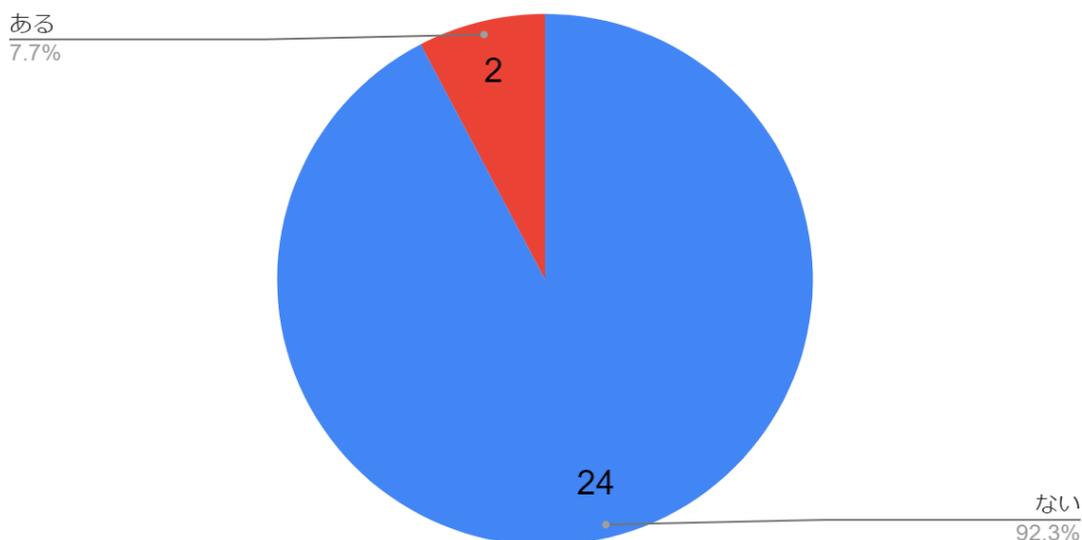
どのような許認可（特別許可）や登録で問題が生じたり、弁護士の関与が必要になりましたか？

3件の回答

- ・ライセンス取得
- ・特別ライセンスの申請などで、スムーズです。
- ・Stability agreement の締結

Q9 強制執行制度について

貴方が他人に対し、強制執行を行ったり、強制執行をされたことはありますか？



26 件の回答

- ①ない (24 件、92.3%)
- ②ある (2 件、7.7%)

Q9 であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

強制執行を行ったり、強制執行をされたときに問題を感じたことはありますか？

2 件の回答

ある (2 件、100%) との回答であった。

Q9-1 であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

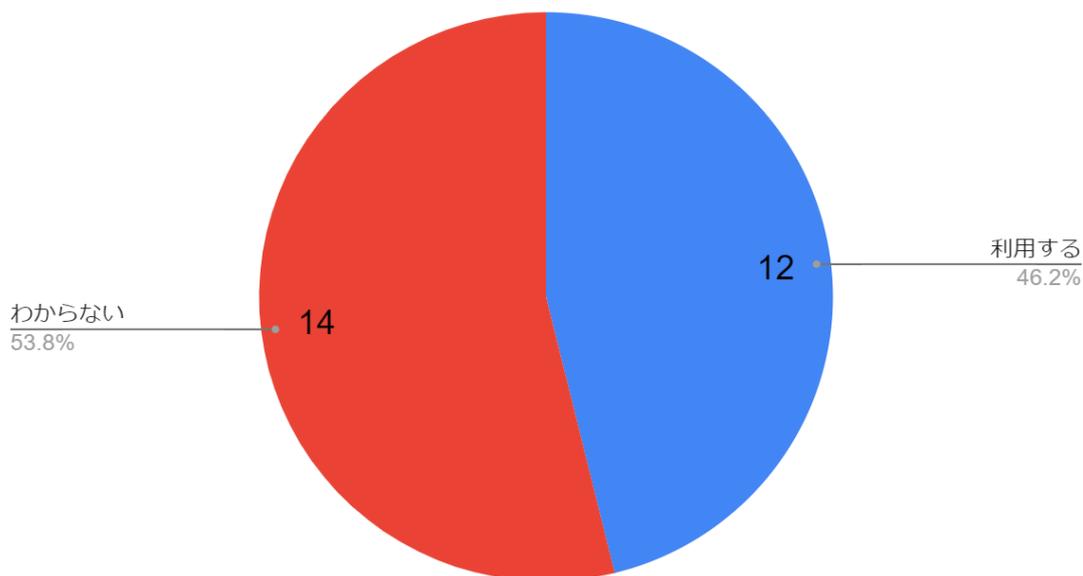
どのような問題を感じられましたか？

2 件の回答

- ・モンゴル人同士のかばいあいが生じ、こちら側の言い分が通らない、あるいは不利益を被る場合もある。
- ・裁判での敗訴の罰金を催告なく、銀行の口座から取られた。それに対して銀行に対して抗議すると最初は「そんなことはありえない」という回答だったが、その後「国のやったことだからしょうがない」という回答に変わった。

Q10 日系弁護士の需要について

現地に日系弁護士事務所があればそれを利用しますか？

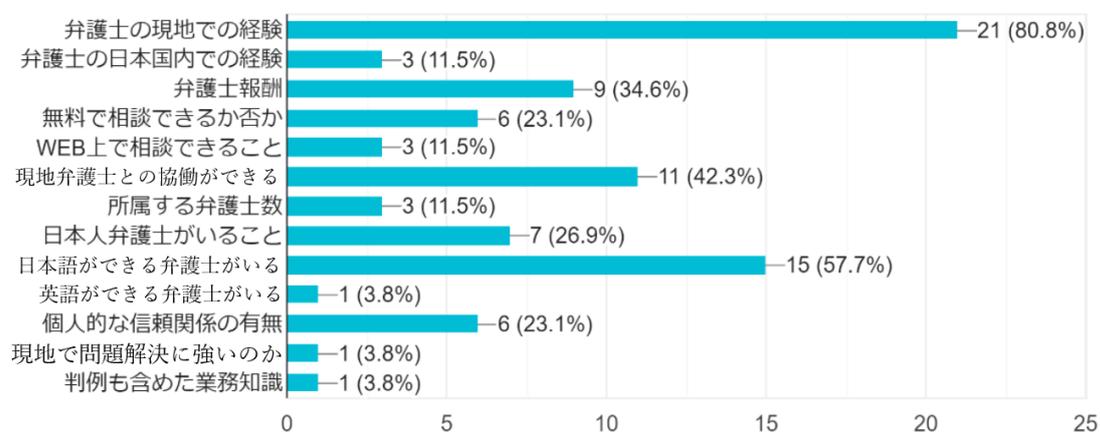


26 件の回答

- ①わからない（14 件、53.8%）
- ②利用する（12 件、46.2%）

Q10 で利用する、わからないとお答えになられたかたにお伺いいたします

現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか？



26 件の回答

- ①弁護士の現地での経験（21 件、80.8%）
- ②日本語ができる弁護士がいること（15 件、57.7%）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

③現地弁護士との協働ができていないか否か（11件、42.3%）

④弁護士報酬（9件、34.6%）

⑤日本人弁護士がいること（7件、26.9%）

⑥各6件、23.1%の回答

- ・無料で相談できるか否か
- ・個人的な信頼関係の有無

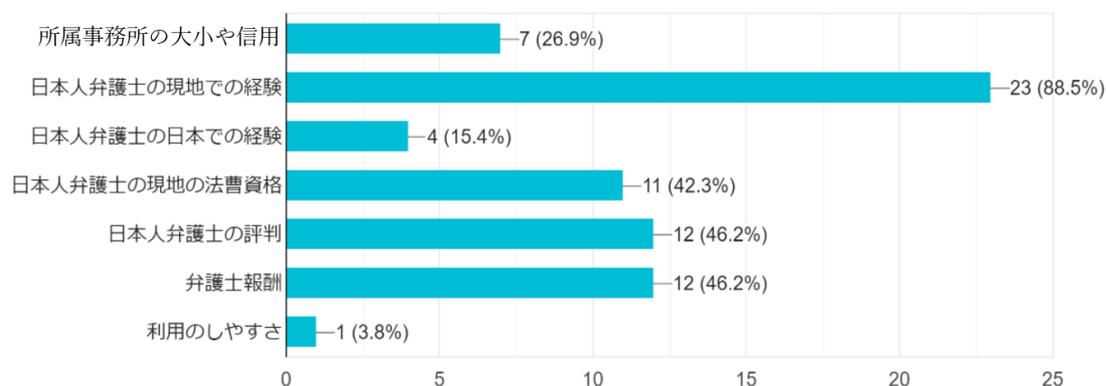
⑦各3件、11.5%の回答

- ・弁護士の日本国内での経験
- ・WEB上で相談できること
- ・所属する弁護士数

⑧各1件、3.8%の回答

- ・英語ができる弁護士がいること
- ・現地で問題解決に強いのか？という点だけです。
- ・判例も含めた業務知識

仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的または常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうかを検討するにあたり、重視することは何ですか？



26件の回答

①日本人弁護士の現地での経験（23件、88.5%）

②各12件、46.2%の回答

- ・日本人弁護士の評判
- ・弁護士報酬

③日本人弁護士の現地の法曹資格（11件、42.3%）

④日本人弁護士の所属事務所の大小や、事務所の信用（7件、26.9%）

⑤日本人弁護士の日本での経験（4件、15.4%）

⑥利用のしやすさ（1件、3.8%）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査 研究報告書

(3) 日本企業インタビュー調査とその結果

日本企業を対象にインタビュー調査を並行して実施した。

(実施対象)

アンケートに回答のあった日本企業から 10 社を選定した。選定基準は、①モンゴルでの事業経験が長い企業と比較的短い企業の双方を対象とすること、②モンゴルに日本人が駐在していること、③多様な業種となること等とした。

以下に対象企業 10 社の概要を示す。

表 インタビュー対象企業の業種等

商社	商社駐在員事務所
銀行	銀行駐在員事務所
金融	金融会社
製造	皮革製品製造
鉱山	鉱山開発、飲食業
建設	デザイン設計施工会社
通信	通信会社
公共事業	独立行政法人
観光	観光業
製造	製造業

(実施期間)

2022 年 2 月 12 日から 25 日にかけて実施した。

(実施形式)

調査対象企業と zoom のテレビ会議機能を用いて接続し、インタビューを行った。

(インタビュー調査結果)

別冊に示す。10 社にインタビューを実施し、うち 1 社からインタビュー結果の公開について承諾を得ることができた。

3 在留邦人

(1) 在留邦人アンケート調査

下記の要領でアンケート調査を実施した。実施にあたっては、モンゴル・日本人材開発センターの協力を得て、同センターの知見を活用して、アンケート依頼、企業選定等を行った。

(対象となる在留邦人)

アンケート調査の対象となる在留邦人は、在モンゴル日本人会に所属する会員全員（170人）とした。もちろん、日本人会会員以外でモンゴルに在留する邦人は多数存在するところであるが、それらの情報は把握できないことから、在留邦人に関する情報を最も有している日本人会の会員を対象とすることとした。

なお、在留邦人の調査（特にインタビュー）の中で、個人事業を行っていることが判明した者なども複数存在していた。それらの者については、在留邦人へのアンケート調査、インタビュー調査の中で、前述の日本企業調査で補足できていなかった個人事業等の事業における法律問題についても、一定の回答を得られたものとする。

(アンケートの実施回数、実施方法)

アンケートの実施回数は合計3回である。2022年1月にすべて実施した。モンゴルにおいてもコロナ禍は深刻であり、対象者の便宜も考慮して、メール及び電話等を利用してアンケートを周知したうえで、インターネット上で回答していただく形とした。

アンケート作成・管理ソフトウェアは、Google フォームを使用した。

有効回答数であるが、最終的には、170人中18.8%である32人からアンケートを回収することができた。日本人会会員中には、コロナ禍のもとで日本に一時的に帰国している者も多数に及んでおり、その中で、このように多数のアンケート回収率が図れたのは、モンゴル日本人材開発センター及びご担当のJICA 専門家中村功氏が、長年の間に、在留邦人との間で築かれてきた信頼関係によるところが大きい。

表 アンケート実施状況

アンケート 依頼	回答依頼配布日	配布数	有効回答数	有効回答率	
在留邦人第 1回目	2022年1月7日	170	13	13/170	7.6%
在留邦人第 2回目	2022年1月18日	170	7	7/170	4.1%
在留邦人第 3回目	2022年1月27日	170	12	12/170	7.1%
合計		510	32	32/170	18.8%

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

(質問事項)

アンケートの内容(質問事項)は第2(日本企業)で述べたものと同じであるから、記載を省略する。

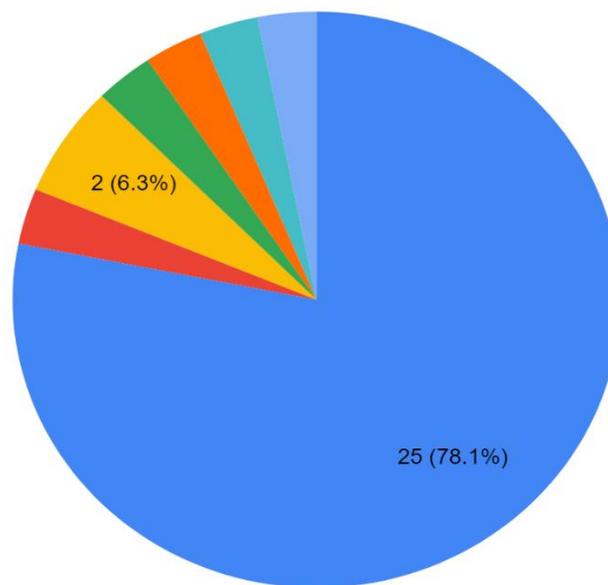
(2) アンケート回答結果

アンケートの回答結果を以下にまとめる。なお、各アンケート結果において、小数点以下第2桁を四捨五入しているため、各数値を合算しても100パーセントとならない場合がある。

Q1 あなたご自身について

あなたがモンゴル国に滞在している理由をご教示ください

- 日本企業等の駐在員（経営者を含む）
- 日本語教育者
- モンゴル人の配偶者
- 学生
- モンゴル企業の役員
- 旅行
- 駐在員の家族

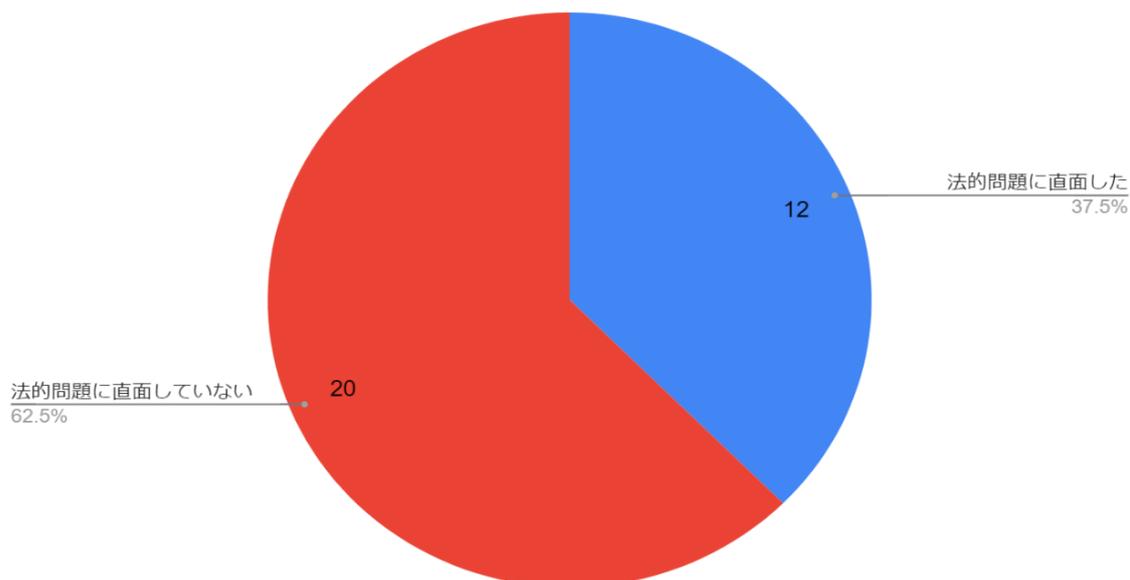


32 件の回答

- ①日本企業等の駐在員である（25 件、78.1%）
- ②モンゴル人の配偶者（2 件、6.3%）
- ③各 1 件（3.1%）の回答
 - ・日本語教育者
 - ・学生
 - ・モンゴル企業の役員
 - ・旅行
 - ・駐在員の家族

Q2 法的問題の実情について

現地にいる間に法的問題に直面しましたか？



32 件の回答

- ①直面していない (20 件、62.5%)
- ②直面した (12 件、37.5%)

Q2 であるとお回答された方にお伺いいたします。現地にいる間に直面した法的問題について教えてください

(滞在資格に関するトラブル)

4 件の回答

- ・これは行政の対応で、ちょいちょいありました。法律が変わっているのか、制度が変わったのか、行政官で対応が違うのか、それとも担当の行政官が知らないのかわからないので、対応に不満
- ・在留資格認定の件
- ・理由なく故意的に 2 回ほど在留資格滞在期間を半年で発行されたことがある。
- ・2021 年 9 月、医療関係従事者として在日本モンゴル大使館等の協力で 90 日査証を得てモンゴルに入国。入国後 21 日間のホテル隔離を経て外出可能となるも、その隔離期間中に入管に対して入国申請が必要であったことが判明。(そのことは知らされていなかった) ロックダウンで滞在期間が 90 日を超えそうになり、入管にビザ延長手続きをしに行った際に、そのこと(入国後の申請手続きが漏れていたこと)が判明。様々に説明を繰り返すも聞き入れられず罰金を言い渡された。(罰金を言い渡された後に、いくつかの方面から入管担当への口添えにより、いくらか減額はされた。)

(身分関係でのトラブル (現地でのもの))

1 件の回答

- ・法人設立の書類偽造トラブル

(身分関係のトラブル (日本にいる親族との間のもの))

有効回答無し。

(労務問題に関するトラブル)

6 件の回答

- ・休みの取り方などにおいてトラブルになるケースが多いかと。
- ・卒業証書の偽造、遅刻、無断欠席等法人規則を遵守せずやむを得ず解雇した場合のトラブルは日常茶飯である。裁判しても殆どが法律は機能しない。
- ・①派遣元法人との労働契約、無期転換申込権 (労働契約法 18 条 1 項)、②部下と派遣元法人との労働契約、労働契約ではなく業務委託契約を締結、③部下と派遣先法人との労働契約、原職復帰命令
- ・従業員の横領、
- ・会社のスタッフ (1 名) による嫌がらせと脅迫。全く身に覚えもないことを、フェイクニュースとして流され、名誉が侵害された。さまざまな機関に有ること無いことを提出され、その後 全ての機関に呼び出され、時間と手間とストレスが大きく侵害された。あたかも被害者のようにさまざまな機関に報告し、全てその日本人に問題あるように嫌がらせと脅迫を受けております。その機関も、どちらかというともンゴル人側に付いており、トラブル等で裁判に仮になったとしても、この国では勝てる要素がないように思える。労働者を守る法律はあっても、外国人企業を保護するような機関はありません。日本大使館に相談しても個人的な案件は受け付けてもらえませんでした。アドバンテージはモンゴル人側にあるのだから、外国人経営者が泣き寝入りするような制度では投資家も積極的には前に進めないように思います。外国人経営者の受け皿も必要なのではと感じる次第です。
- ・トラブルではない疑問多々

(交通事故に関するトラブル)

4 件の回答

- ・夫が交通事故に遭い、補償が極端に少なかった
- ・自転車事故
- ・冬の朝、車に窓が凍って見えないバスがぶつかってきて、警察がくるまで証拠隠滅を図られこちらが悪いと言われた。
- ・10 年前ランドクルーザー(新車)が盗まれた上、横転交通事故を起こし車は廃墟になってしまったが、加害者からの賠償金はただ 20 万円だった。

(貸金に関するトラブル)

4件の回答

- ・貸した金は帰ってきたためしはほぼない。但し、モンゴル人の中での貸し借りは、結構帰ってきている様だ。
- ・あり
- ・貸したお金は誰であろう戻ってこないのが常識であろう。
- ・貸金支払い期間・金額について契約で明記しているのに、労務不履行期間の分まで長期にわたって前借しようと要求してくる。突然の賃上げ要求で、要求が通らないと、仕事を放棄して失踪。

(不動産（賃貸借）に関するトラブル)

4件の回答

- ・契約期間中に退去を迫られるケースが多い様に感じる。
- ・過去にあった
- ・土地の接収
- ・会社で購入した物件を、モンゴル側共同出資者（会社に関係ない）の個人名義で登記されていた。

(取引に関するトラブル)

5件の回答

- ・やはり、未払い問題というのが多いです。どうやって売掛債権を取り戻せるのか？また、それは日本の企業も同様で、モンゴルで日本企業から請け負った仕事に対して日本企業が未払い。日本に帰って戻ってこない。こうした時に法的にどうすれば良いのか？など。
- ・度々
- ・未払い
- ・建築会社に大金を騙し取られたことはある。
- ・モンゴル側の依頼主からの賃金報酬・支払いの踏み倒し。契約不履行

(労働に関するトラブル)

1件の回答

- ・勤務時間を守らず無断欠席、遅刻早退を繰り返しやむを得ず解雇した場合はトラブルはつきものである。

(刑事に関するトラブル)

2件の回答

- ・街中で顔を殴られ財布をとられた。

- ・従業員の横領、共同出資者（モンゴル側）の運用資産私的流用・融資踏み倒し・詐欺

（その他のトラブル）

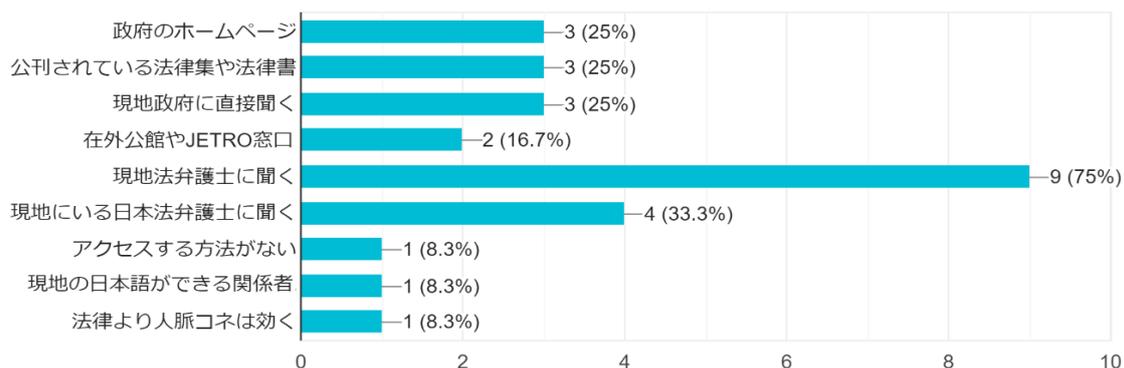
3件の回答

・判例主義ではないので、過去の判例が参考にならない。トラブルという訳ではないが、外国人が建物を建てた際の権利を主張するためにはどのような対抗案件が必要か？といったところがクリアではないため、なかなか、不動産投資を呼び込めないということがある

- ・さまざま
- ・友人に貸したお金が返済されない

Q2でご回答頂いた様な問題に直面した時の対応

Q2-1の様な問題に直面した際に問題となる法令にどの様にアクセスしていますか？



12件の回答

①現地法弁護士に聞く（9件、75%）

②現地にいる日本法弁護士に聞く（4件、33.3%）

③各3件、25%の回答

- ・政府のホームページ
- ・公刊されている法律集や法律書
- ・現地政府に直接聞く

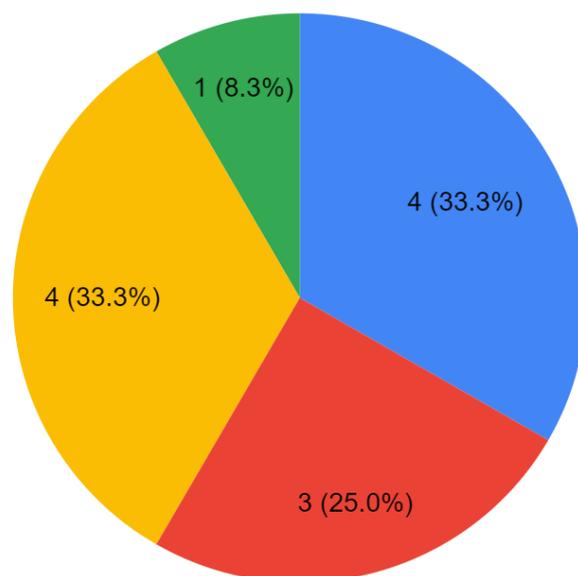
④在外公館やJETRO窓口（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）に尋ねる（2件、16.7%）

⑤各1件、8.3%の回答

- ・アクセスする方法がない
- ・法律より人脈コネは効く
- ・現地の日本語ができる関係者に解決をお願いする。

知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか？

- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である
- (アクセスできない様なケースは) ない
- 法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である
- 法律より人脈コネ



12 件の回答

①各 4 件、33.3%の回答

・法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である。

・法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である。

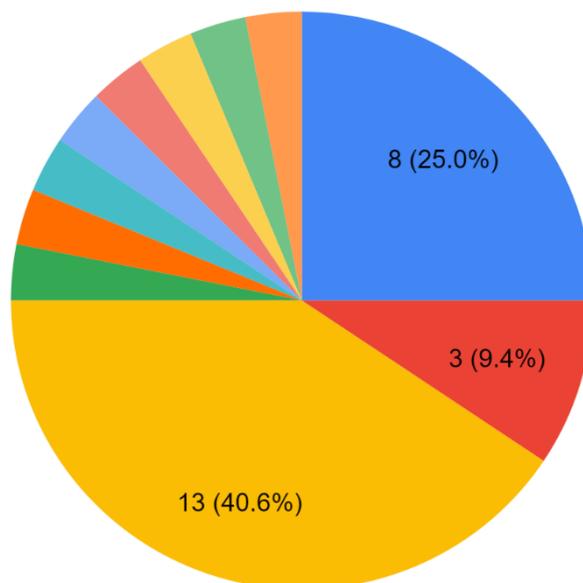
② (アクセスできない様なケースは) ない (3 件、25%)

③法律より人脈コネ (1 件、8.3%)

Q2-1 現地の法的安定性と裁判制度について

現地法令の法的安定性についてどうお考えですか？

- 法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることもある
- 法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない
- 法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある
- 情報、知識がない。
- 現時点までに私自身が経験した法的安定性に関する支障はございません。
- よくわからない
- 現地法令に関わったことがなく無回答です。
- まだ現地法令の内容を理解できておりません。
- モンゴル語が分からないので法令の制度改廃状況自体がよく分からない。
- ニュースで知る以上の法令改定や裁判についてよく分からない
- 事業が法的に問題ないかどうかを明確にする手段が分からず、調査したことがない。



32 件の回答

①法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。(13 件、40.6%)

②法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることもある。(8 件、25.0%)

③法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。(3 件、9.4%)

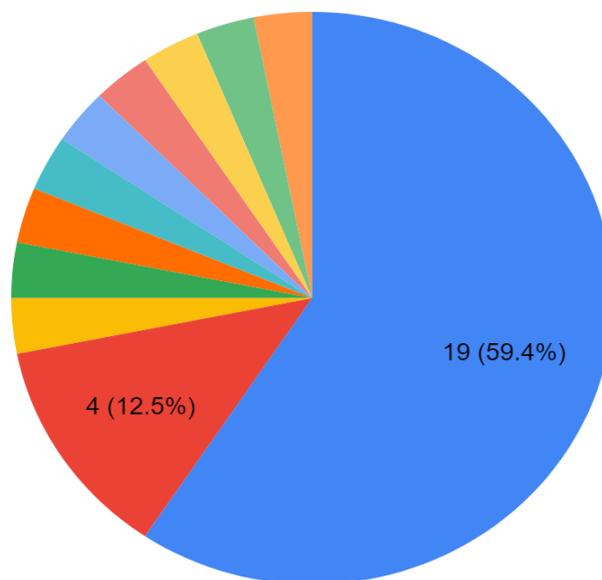
④各 1 件、3.1% の回答。

- ・ 情報・知識がない。
- ・ 事業が法的に問題ないかどうかを明確にする手段が分からず、調査したことがない。
- ・ モンゴル語が分からないので法令の制度改廃状況自体がよく分からない。
- ・ ニュースで知る以上の法令改定や裁判についてよく分からない。
- ・ 現時点までに私自身が経験した法的安定性に関する支障はございません。
- ・ 現地法令に関わったことがなく無回答です。
- ・ よくわからない。
- ・ まだ現地法令の内容を理解できておりません。

なお、これらのうち、「わからない」という趣旨の回答をまとめると 7 件 (21.7%) となる。

現地の裁判制度についてどうお考えですか？

- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない
- 判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない
- 情報、知識がない。
- 現時点までに私自身の裁判制度に対する知見はございません
- よくわからない
- 裁判制度に関わったことがなく無回答です。
- 費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない
- 裁判制度の現状を把握できておりません。
- 裁判をしたことがないので分からない
- 裁判についてよく分からない
- 裁判に関する経験がありません。

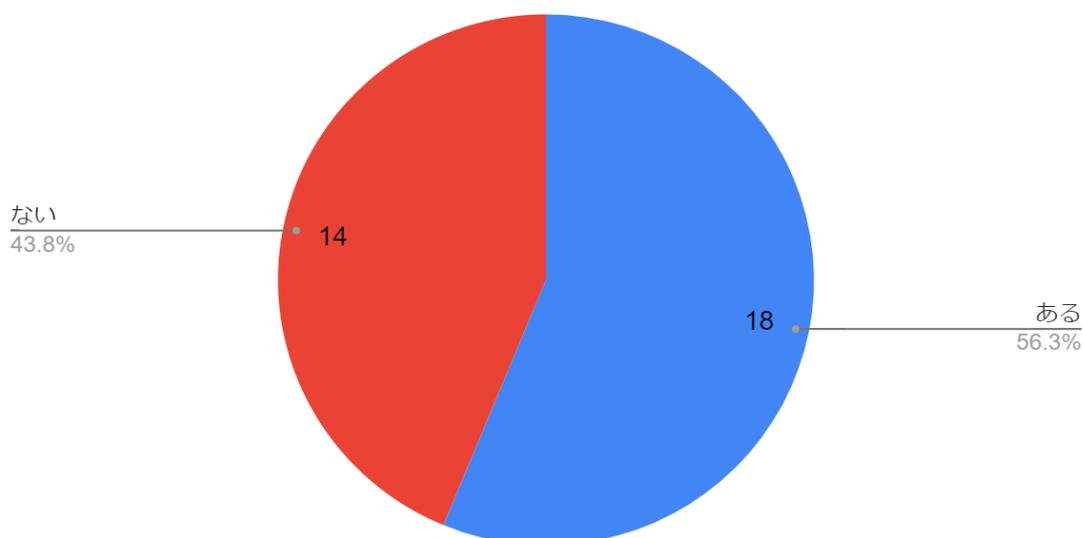


32 件の回答

- ①費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない。(19 件、59.4%)
 - ②判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。(4 件、12.5%)
 - ③各 1 件、3.1%の回答。
 - ・費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない。
 - ・情報、知識がない。
 - ・裁判をしたことがないので分からない。
 - ・裁判についてよく分からない。
 - ・裁判に関する経験がありません。
 - ・現時点までに私自身の裁判制度に対する知見はございません。
 - ・裁判制度に関わったことがなく無回答です。
 - ・よくわからない。
 - ・裁判制度の現状を把握できておりません。
- なお、これらのうち、「わからない」という趣旨の回答をまとめると 8 件 (25.0%) となる。

Q3 法律に関する相談先について

法的な問題に直面した際、誰かに相談しましたか？相談した事のある／ないでお答えください

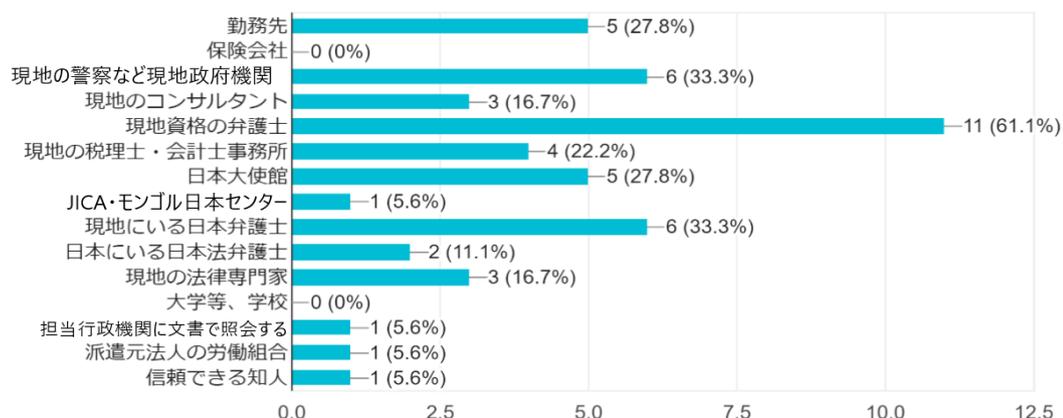


32 件の回答

- ①ある（18 件、56.3%）
- ②ない（14 件、43.8%）

Q3 で、あるとご回答いただいた方にお伺いします。

その様な法的な問題の相談先に当てはまる以下の回答肢をご選択ください



18 件の回答

- ①現地資格の弁護士（11 件、61.1%）
- ②各 6 件、33.3%の回答

・現地の警察など現地政府機関

・現地にいる日本弁護士

③各 5 件、27.8%の回答

・勤務先

・日本大使館

④現地の税理士・会計士事務所（4 件、22.2%）

⑤各 3 件、16.7%の回答

・現地のコンサルタント

・現地の法律専門家

⑥日本にいる日本法弁護士（2 件、11.1%）

⑦各 1 件、5.6%の回答

・現地 JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業

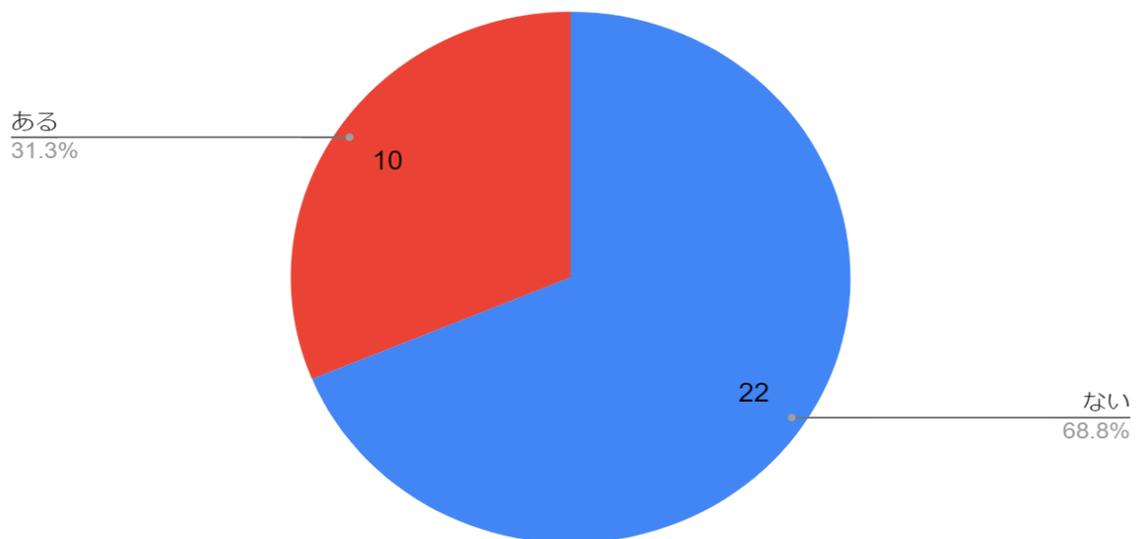
・回答と被る部分もありますが、とにかく、担当の行政機関に公式文書で質問するのが、一番、確実という結論だと思います。

・派遣元法人の労働組合

・信頼できる知人

Q4 日本法弁護士の活用の有無について

Q3と一部重複しますが、現地の日本法弁護士に相談したことがありますか？



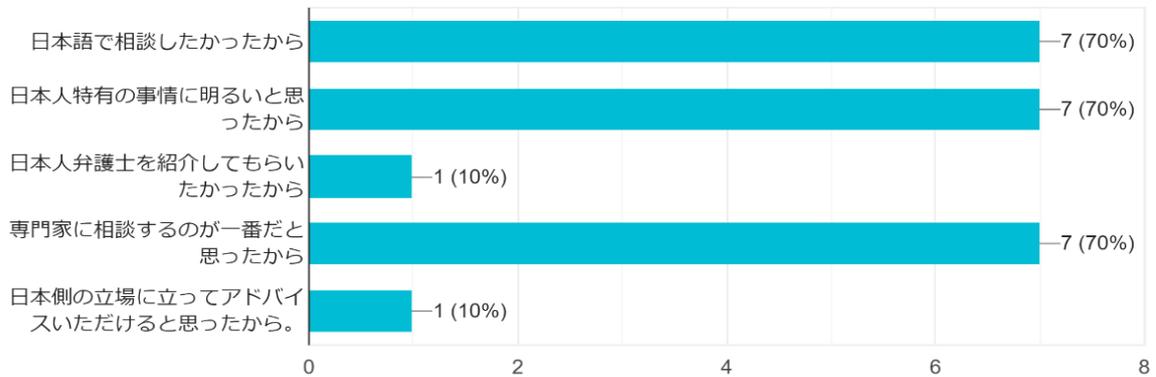
32 件の回答

①ない（22 件、68.8%）

②ある（10 件、31.3%）

Q4 であるとお答えいただいた方にお伺いいたします

日本法弁護士に相談した際の理由を教えてください



10件の回答

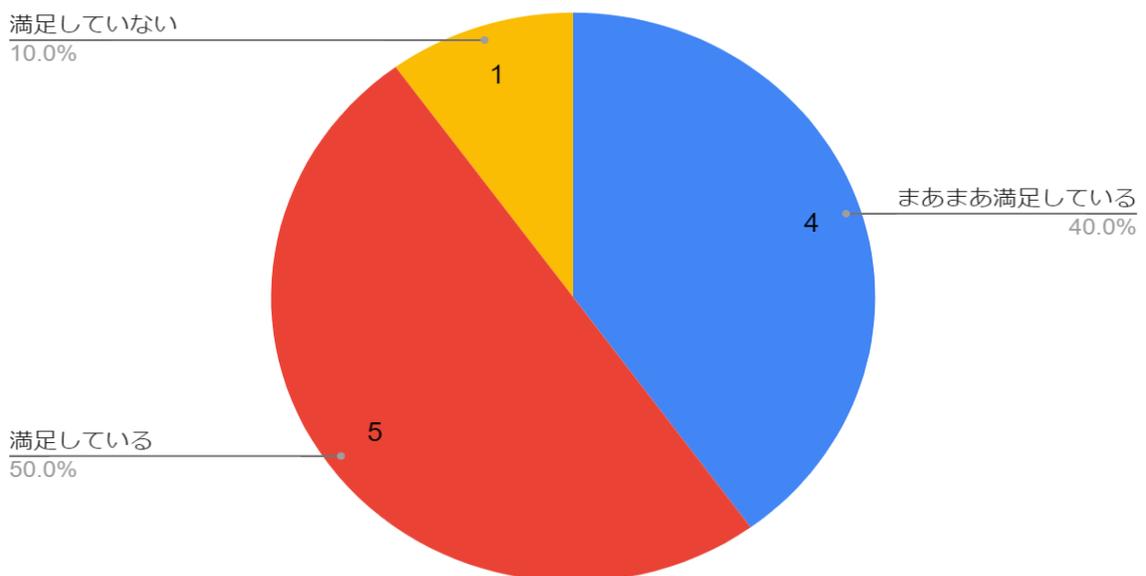
①各7件、70.0%の回答

- ・日本語で相談したかったから
- ・日本人特有の事情に明るいと思ったから
- ・専門家に相談するのが一番だと思ったから

②各1件、10.0%の回答

- ・日本人弁護士を紹介してもらいたかったから
- ・日本側の立場に立ってアドバイスいただけると思ったから

日本法弁護士に相談してみた満足感はいかがでしたか？



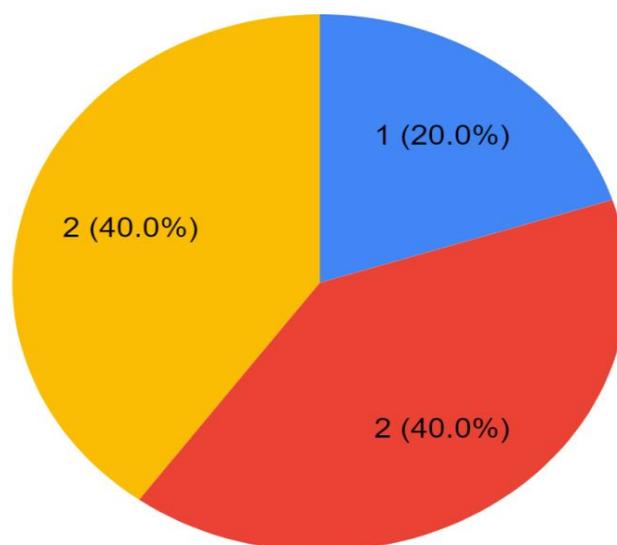
10 件の回答

- ①満足（5 件、50%）
- ②まあまあ満足（4 件、40%）
- ③満足していない（1 件、10%）

前項で満足とされているとご回答頂いた方にお伺いいたします

相談した弁護士はどの様にして知り合いましたか？

- 知り合いから紹介してもらった
- もともと顔見知りであった
- JETROなど在外公館で紹介してもらった



5 件の回答

- ①各 2 件、40%の回答
 - ・もともと顔見知りであった
 - ・JETRO など在外公館で紹介してもらった
- ②知り合いからの紹介（1 件、20%）

前項で、まあまあ満足とされている、若しくは、満足していないとご回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、若しくは、満足してないとした理由に関してご記載ください

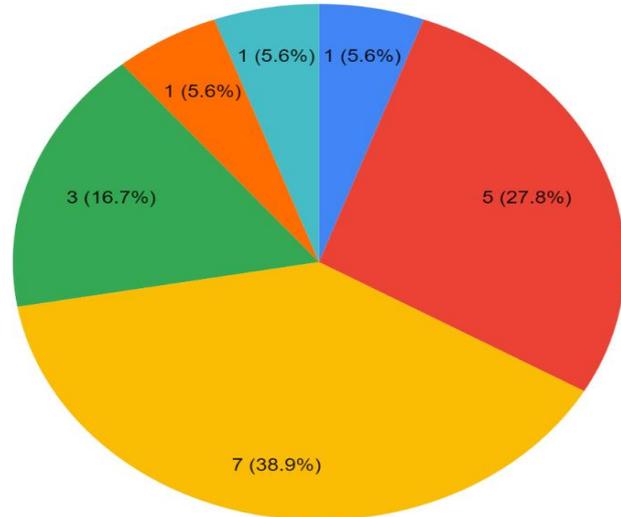
5 件の回答

- ・無料相談しかしていないため、どの程度親身になってくれるのかが計れなかったため。
- ・なかなか現地の状況共有が難しい
- ・費用が高い上、こちらの期待するものとは違った
- ・理由はなく、満足しているから
- ・自分の既知の情報が現状に合致していることが確認できたことは満足。即時解決の手段の提案はなく、自分で考えた方が速かったことが若干不満な点。

Q4で 現地の日本法弁護士に相談しなかったとご回答頂いた方にお伺いいたします

現地の日本法弁護士に相談しなかった理由に該当する回答を選択してください

- 日本法弁護士がないから
- 日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから
- 必要になったことがないから
- 現地での問題について詳しいとは思えないから
- サポート頂けるのかわからなかった
- まだ相談することが具体化されていません。



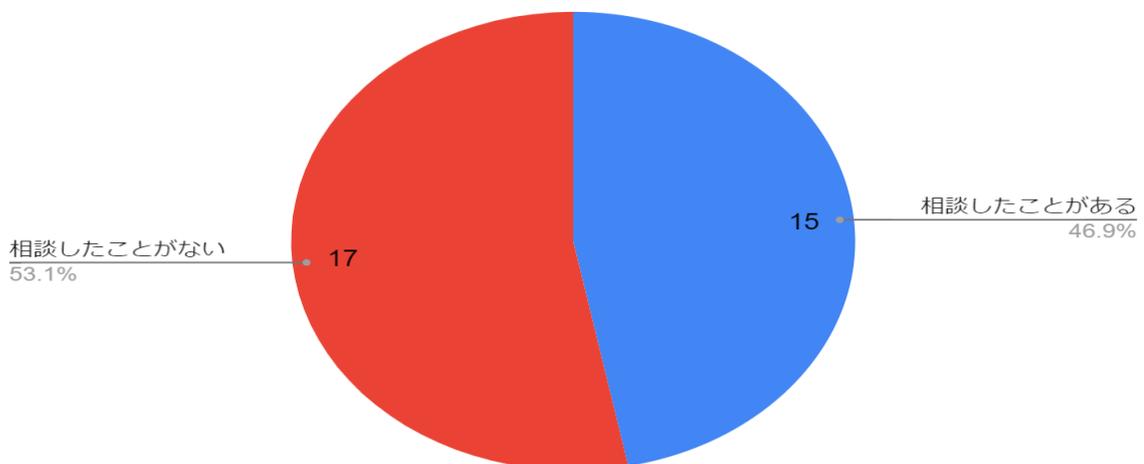
18件の回答

- ①必要になったことがないから (7件、38.9%)
- ②日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから (5件、27.8%)
- ③現地での問題について詳しいとは思えないから (3件、16.7%)

その他の回答は、日本法弁護士がない。サポートいただけることを知らない。相談が具体化されていない。であった。

Q5 現地資格の弁護士への相談

法的トラブルに直面した際に、現地資格の弁護士に相談しましたか？

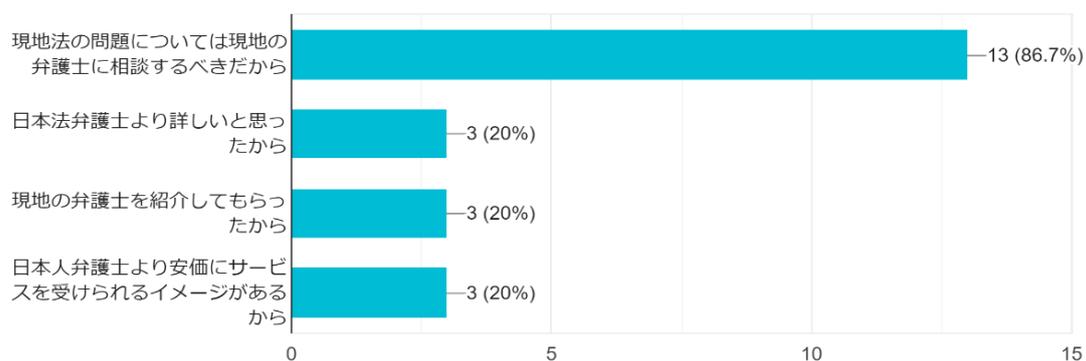


32件の回答

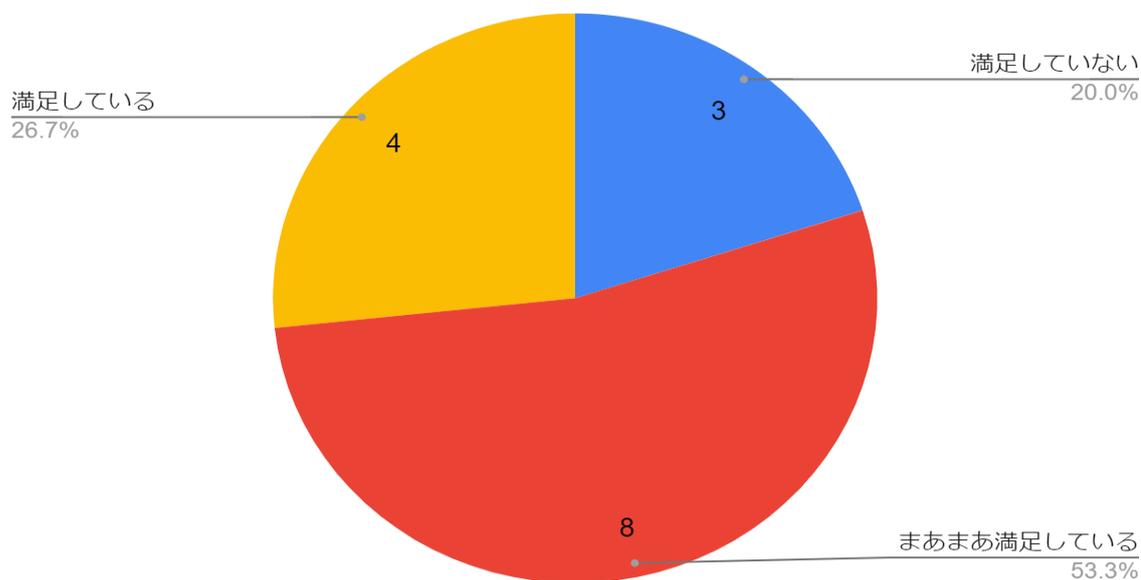
- ①相談したことがない（17件、53.1%）
- ②ある（15件、46.9%）

Q5で相談したことがあると回答された方へお伺いいたします

相談したことがあるとしたその理由を以下の選択肢から回答ください
15件の回答



現地資格の弁護士に相談してみた満足度を教えてください

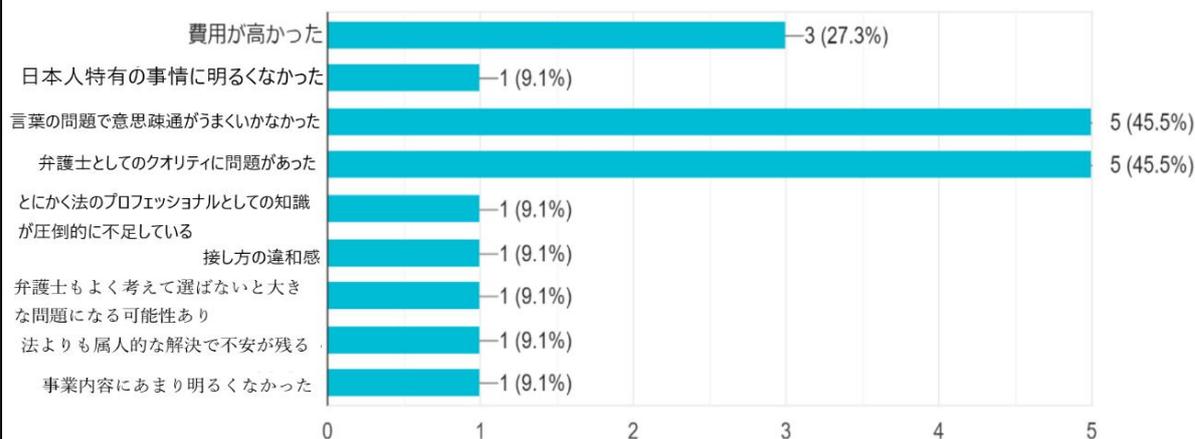


15件の回答

- ①まあまあ満足（8件、53.3%）
- ②満足している（4件、26.7%）
- ③満足していない（3件、20%）

前項でまあまあ満足している、満足していないと回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、満足していないとご回答頂いた理由を選択してください



11件の回答

①各5件、45.5%の回答

- ・言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった。
- ・弁護士としてのクオリティに問題があった。

②費用が高かった（3件、27.3%）

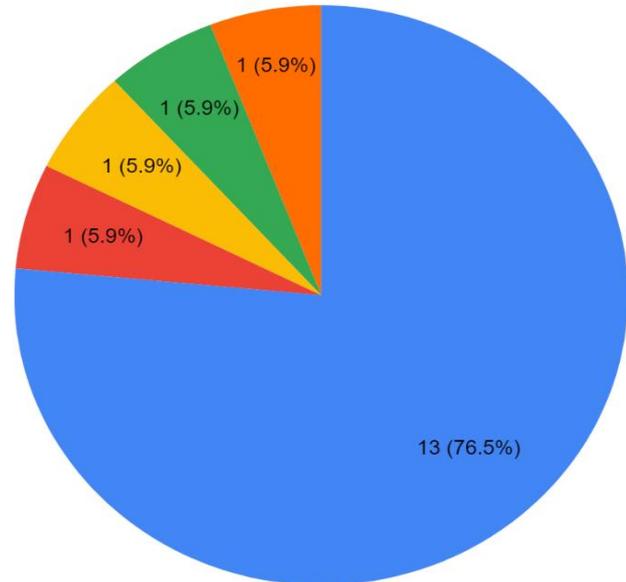
③各1件、9.1%の回答

- ・日本人特有の事情に明るくなかった。
- ・とにかく法のプロフェッショナルとして必要な知識が圧倒的に不足していると考えられる。交渉事はうまいのかもしれないが、話を聞いていると法的根拠に乏しい。法的に交渉するというよりは、いわゆる寝技的に絡めとる手法にはたけているのかもしれない。
- ・接し方の違和感。
- ・弁護士もよく考えて選ばないと大きな問題になりうる可能性あり。
- ・問題自体は解決したが、法よりも属人的な手段での解決に感じられ、それで本当に良いのかどうかの不安が残る。
- ・事業内容にあまり明るくなかった。

Q5で相談したことがないと回答された方へお伺いいたします

Q5で相談したことがないとしたその理由を以下の選択肢から回答ください

- 相談する問題がない
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから
- 相談した日本法弁護士はモンゴル法にも詳しいので、別に現地の弁護士に相談する必要がないと思った。
- 大使館や現地政府機関への問い合わせ等で対応でき、現地弁護士が必要となった場面がないから
- 知っている弁護士がないから

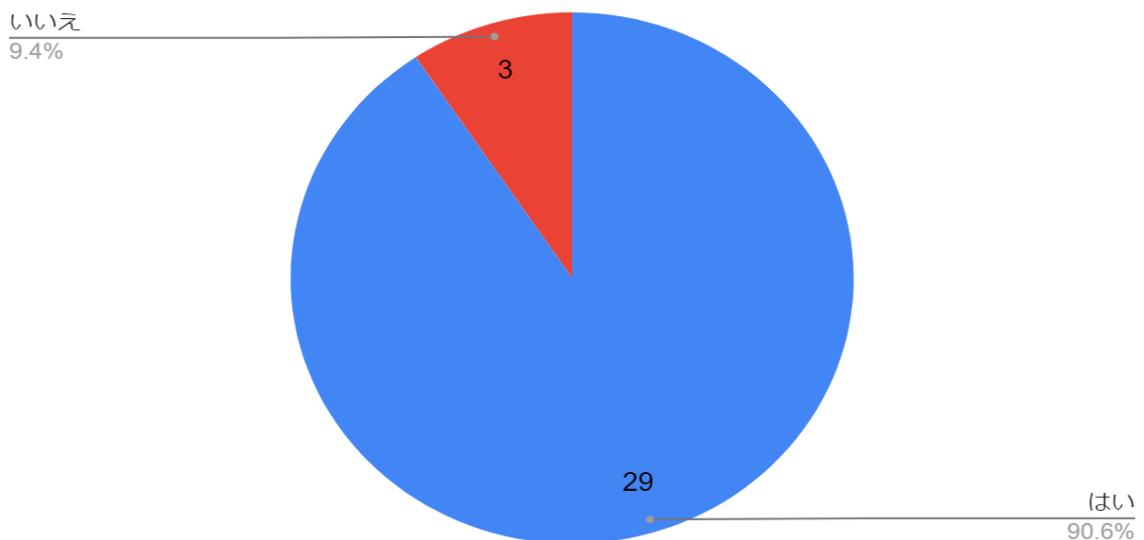


17 件の回答

* 知っている弁護士がない。日本人特有の事情が分からない。との回答が各 1 件あったが、それ以外は、すべて、要するに「相談の必要性がなかった。」という趣旨の回答である。

Q6 日本法弁護士へのアクセスについて

日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら利用したいと思われませんか？



32 件の回答

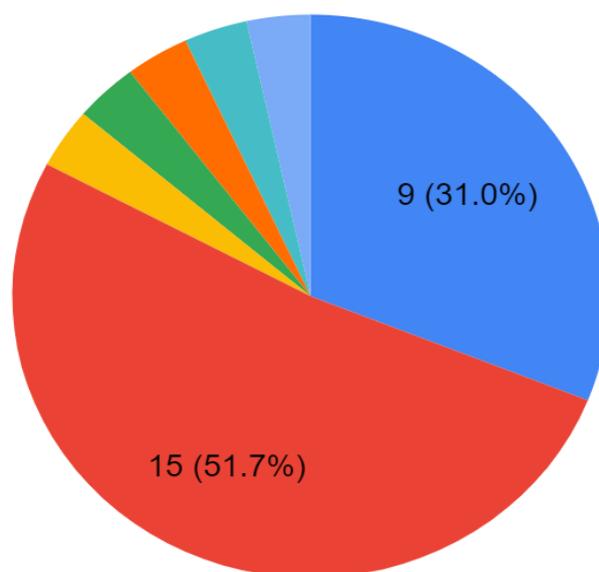
①はい (29 件、90.6%)

②いいえ (3 件、9.4%)

Q6 ではいと回答された方に伺います

利用されるならどの様な料金体系を希望されますか？

- 初回無料法律相談
- 相談する内容によるので何とも言えない
- 内容次第
- 上限額が決まっている場合
- 最初は相談内容によりスポットでお支払いし、必要に応じて顧問契約に切り替えるなどの相談をさせてほしい。
- 無料で
- 初回は30分5000円まで



29 件の回答

①相談する内容によるので何とも言えない。(15 件、51.7%)

②初回無料相談 (9 件、31.0%)

③各 1 件、3.4%の回答。

・初回は 30 分 5000 円まで

・上限額が決まっている場合

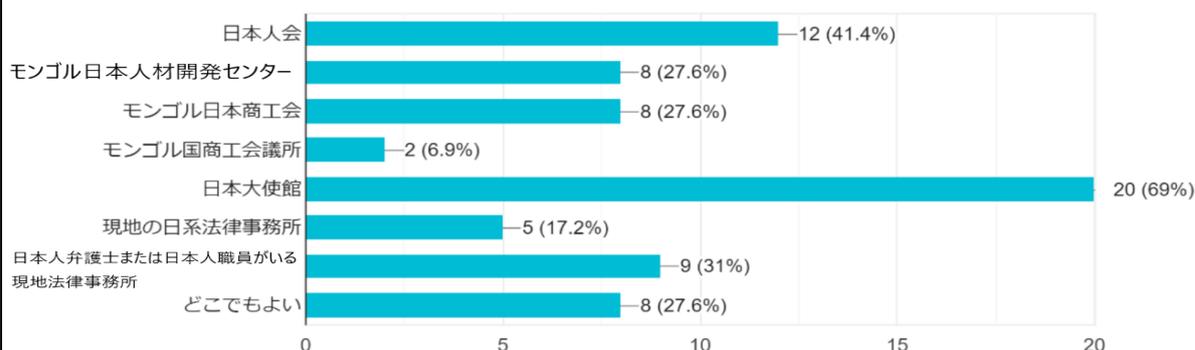
・内容次第

・最初は相談内容によりスポットでお支払いし、必要に応じて顧問契約に切り替えるなどの相談をさせてほしい

・無料で



相談窓口がどこにあると利用しやすいと思われますか？



29 件の回答

日本大使館（20 件）が多いが、その他の場所やどこでもよいといった意見も多い。

Q6 でいいえと回答された方に伺います

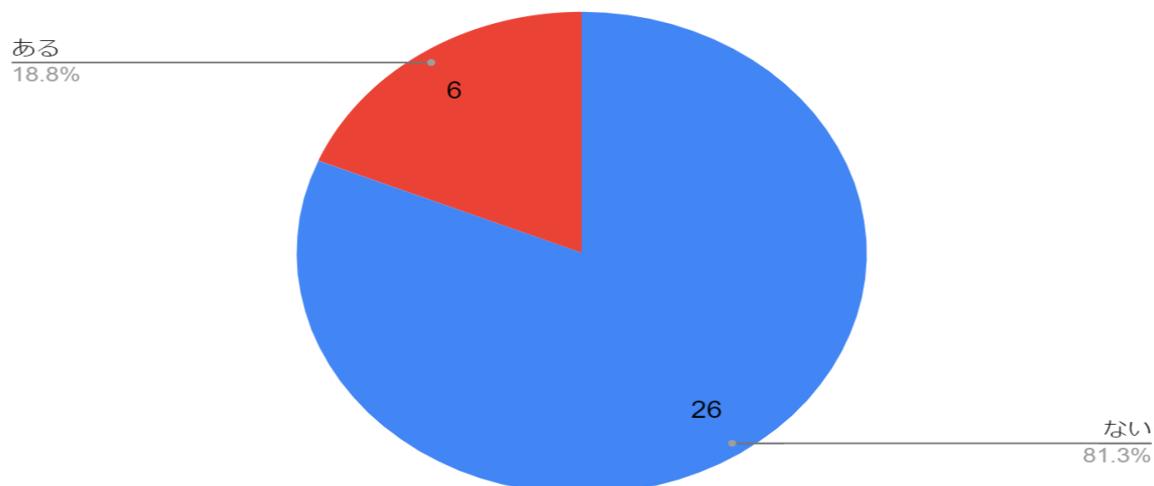
窓口を利用したいと思わない理由を教えてください

3 件の回答

- ・モンゴルの社会背景に関してよく分かっていないから、また、モンゴル司法はあまり公平に機能しないから。
- ・法的問題に直面した時、費用をみてから考える。
- ・必要があれば検討するが、必要になることはないと思われるため。

Q7 許認可・登録について

許認可（特別許可）や登録について、問題が生じたり、弁護士の関与が必要になったりしたことはありますか？



32 件の回答

①ない (26 件、81.3%)

②ある (6 件、18.8%)

Q7 であると回答された方にお伺いいたします

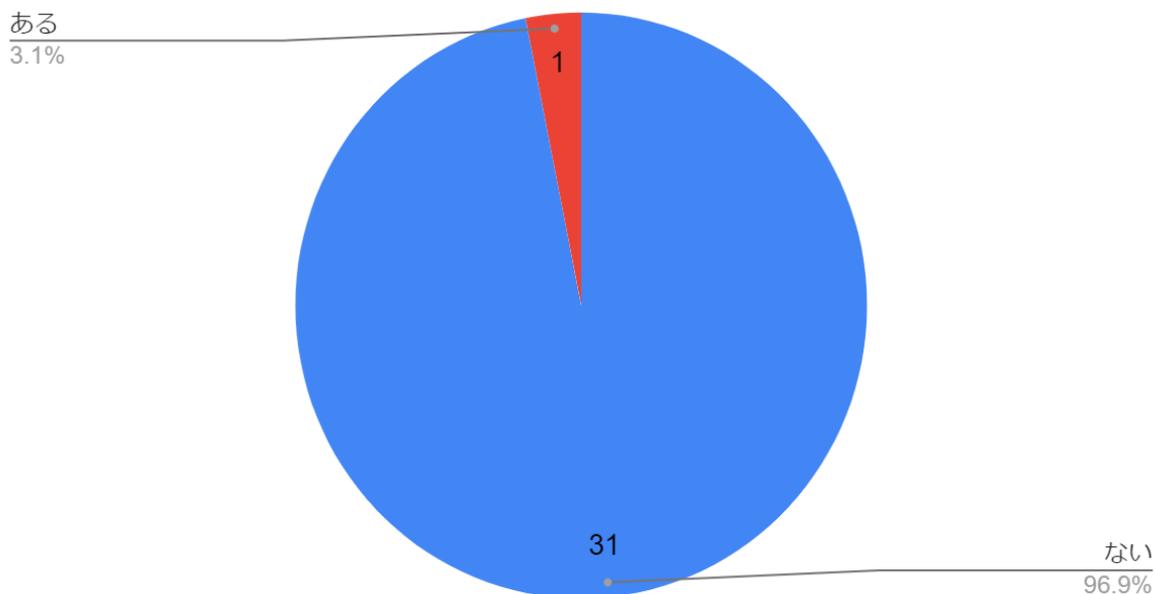
どのような許認可 (特別許可) や登録で問題が生じたり、弁護士との関与が必要となったりしましたか？

6 件の回答

- ・ライセンス取得
- ・更新
- ・ライセンスの有効期間を更新する際、場合によっては理不尽に脅かしがある。それが暗黙の賄賂請求かもしれない。
- ・業務上
- ・ライセンスを持っていたにも関わらず、急に不認可となった。
- ・アルコール提供の特別許可

Q8 強制執行制度について

貴方が他人に対し、強制執行を行ったり、強制執行をされたことはありますか？



32 件の回答

あるとの回答は 1 件のみ (3.1%)。

Q8 であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

強制執行を行ったり、強制執行をされたときに問題を感じたことはありますか？

1 件の回答

ある（100％）との回答であった。

前項であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

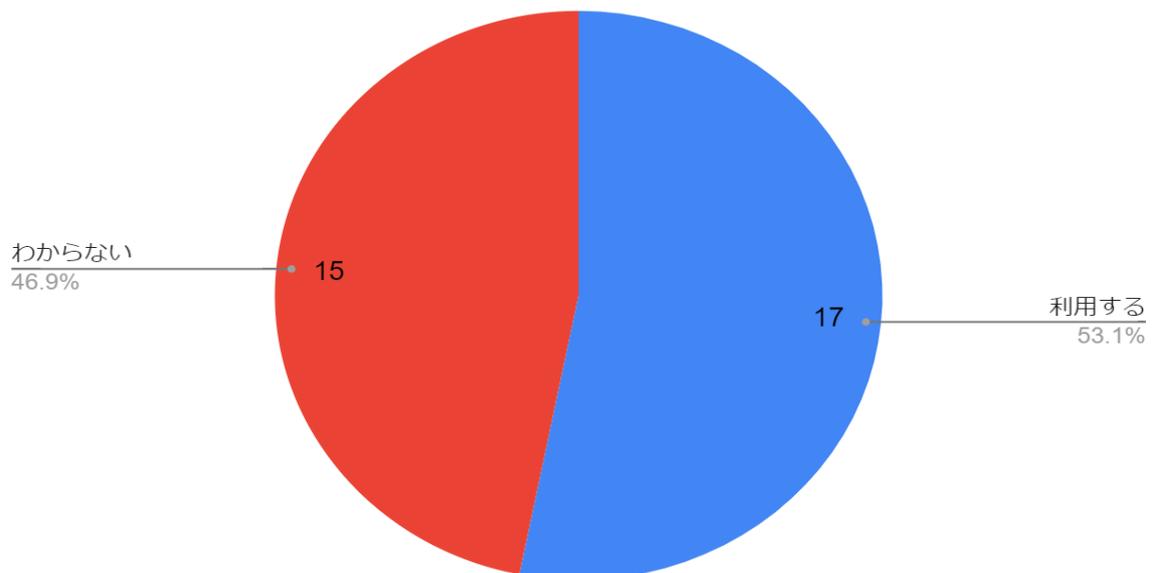
どのような問題を感じられましたか？

1 件の回答

- ・裏口を使わないと執行が遅い

Q9 日系弁護士の需要について

現地に日系弁護士事務所があればそれを利用しますか？



32 件の回答

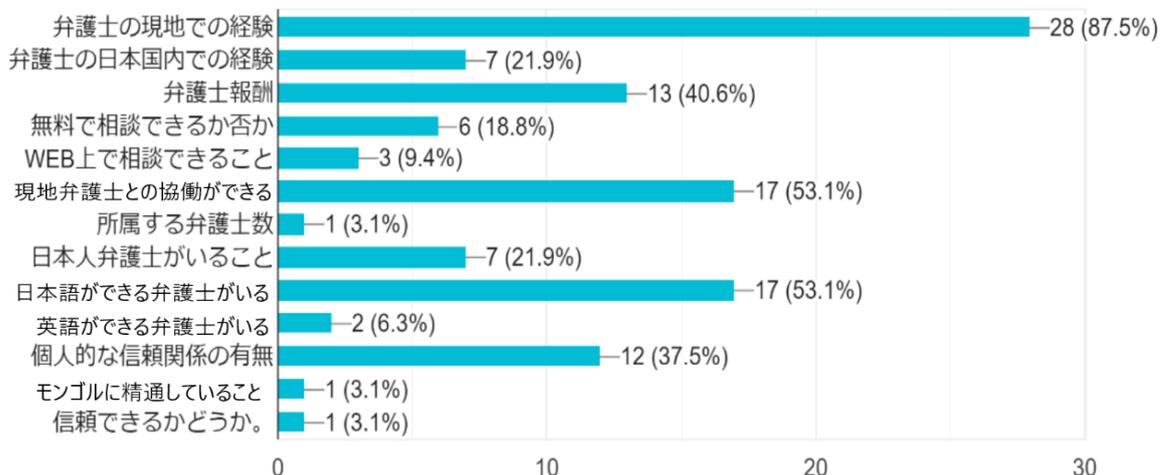
①利用する（17 件、53.1％）

②わからない（15 件、46.9％）

* 「利用しない」との回答はなかった。

Q9で利用する、わからないとお答えになられたかたにお伺いいたします

現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか？

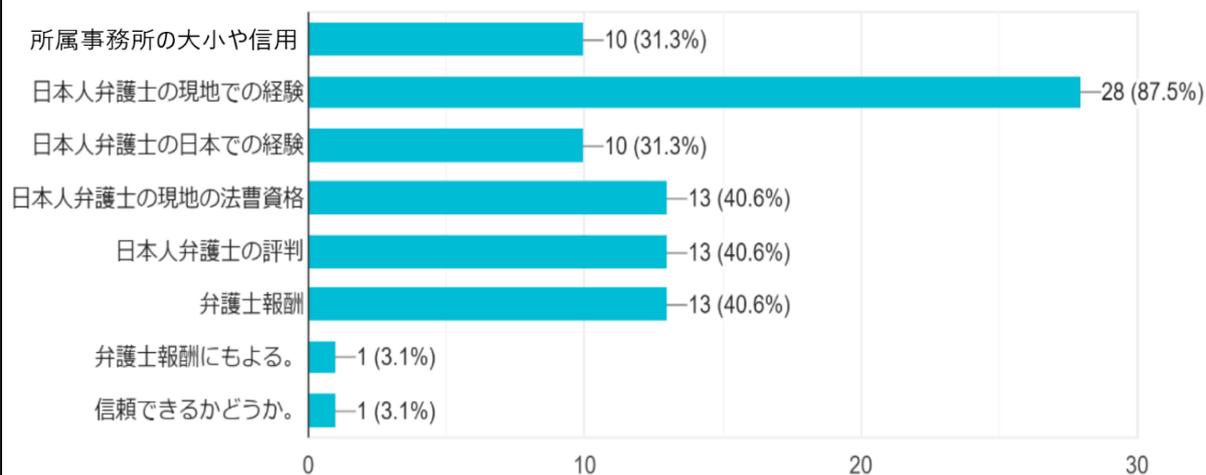


32件の回答

- ① 弁護士の現地での経験 (28件、87.5%)
- ② 現地弁護士との協働ができる (17件、53.1%)
- ② 日本語ができる弁護士がいる (17件、53.1%)
- ③ 弁護士報酬 (13件、40.6%)
- ④ 個人的な信頼関係 (12件、37.5%)
- ⑤ 日本人弁護士がいる (7件、21.9%)
- ⑤ 弁護士の日本国内での経験 (7件、21.9%)
- ⑥ 無料で相談できる (6件、18.8%)
- ⑦ WEB上で相談できる (3件、9.4%)
- ⑧ 英語ができる弁護士がいる (2件、6.3%)
- ⑨ 各1件、3.1%の回答
 - ・ 所属する弁護士数
 - ・ モンゴルに精通ではないと厳しいだろう。
 - ・ 信頼できるかどうか。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的にまたは常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属所）に依頼するかどうかを検討するにあたり、重視することは何ですか？



32 件の回答

- ①日本人弁護士の現地での経験（28 件、87.5%）
- ②各 13 件、40.6% の回答
 - ・日本人弁護士の現地の法曹資格
 - ・日本人弁護士の評判
 - ・弁護士報酬。
- ③各 10 件、31.3% の回答
 - ・日本人弁護士の所属事務所の大小や、事務所の信用
 - ・日本人弁護士の日本での経験。
- ④各 1 件、3.1% の回答
 - ・弁護士報酬にもよる。
 - ・信頼できるかどうか。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(3) 在留邦人インタビュー調査とその結果

在留邦人を対象にインタビュー調査を並行して実施した。

(実施対象)

アンケートに回答のあった在留邦人から 10 人を選定した。選定基準は、①モンゴルでの暮らしが長い人と比較的短い人の双方を対象とすること、②在留理由が在留邦人の多数を占める企業の駐在員に偏らないこと、③多様なバックグラウンドを持つ人材であること、④男女比の均衡（回答者及びアンケートの承諾を得られた人が男性に偏りがちであったので、できる限り女性を入れる）等とした。

以下に対象者 10 人の概要を示す。

表 インタビュー対象者の概要

男性	独立行政法人専門家
男性	レストラン総責任者
男性	独立行政法人職員
男性	貿易輸入販売会社取締役
男性	コンサルティング会社社長
男性	独立行政法人専門家
男性	輸入販売コンサルティング
女性	コーディネーター、観光業
男性	レストラン経営
女性	食品製造販売

(実施期間)

2022 年 2 月 12 日から 28 日にかけて実施した。

(実施形式)

調査対象者と zoom のテレビ会議機能を用いて接続し、インタビューを行った。

(インタビュー調査結果)

別冊に示す。10 人にインタビューを実施し、うち 6 人からインタビュー結果の公開について承諾を得ることができた。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

4 在モンゴル日本大使館における法律相談

2015年12月以降、在モンゴル日本国大使館では、日本企業支援の一環として、日系企業を対象とした無料法律相談を行っている。

モンゴルにおける日本企業の法的需要を知るための一つの手段として、この無料法律相談を対象として、日本企業がモンゴルで直面している法律問題、日本企業の法的需要等について分析、検討を試みたい。

(年度別の相談件数の推移)

2015年度から2020年度までの法律相談を実施した件数の推移を以下の表に示す。

相談件数は、概ね年間70件前後で推移している。2020年度の相談件数の減少は、新型コロナウイルスによる対面での相談の中止や、都市封鎖の影響であると考えられる。

現地相談は、毎月5日間の期間を定めて実施した。相談日1日あたり、概ね1-2件の相談を実施したこととなる。モンゴルに進出している日系企業拠点数、モンゴル在留邦人数からは、複数回相談を求める企業、人があるとはいえ、法律相談の需要は多いといえる。

表 相談件数の推移

年度	相談件数	備考
2015	38	1-3月のみ
2016	62	
2017	72	
2018	76	
2019	65	
2020	34	

(相談数、相談内容と法的需要)

実際の法律相談の内容はどのようなものであろうか。2019年度(2019年4月～2020年3月)の相談数と相談内容を以下の表に示す。

表 相談数と相談内容 (2019)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

	労働	担保	税	許認可	債権債務	不動産	会社	その他
相談の概要	整理解雇 労働契約 給与保障 出向 有給休暇 その他	支払保証その他	所得税 VAT税 その他	各種許認可	売掛金回収 暴力団排除条項 契約の解除 損害賠償 その他	賃料 不動産の購入	会社設立 会社清算 合併 合併事業 その他	不法行為 不当利得 ビザ その他
総数79	16	2	6	8	16	5	12	14

(相談数)

法律相談を利用した79件の企業中、特定の業種において、特に数が多いといった傾向はみられない。モンゴルに進出している日系企業の任意団体である、モンゴル日本商工会に所属する企業（大手企業が多い）の利用が比較的多い傾向はあるが、商工会に所属していない個人事業主や、モンゴル企業なども利用している。

モンゴル日本商工会に対しては、大使館から頻繁に無料法律相談のアナウンスを行い、相談者同士の情報交換も行われていることから、商工会所属企業の利用が多いものと思われる。商工会に対して以外にも、大使館からは、大使館HPで周知するほか、日本人会のメーリングリストあてにも同様に無料相談受付の案内がなされており、その結果として、広く利用がなされているものと考えられる。

(相談内容)

債権債務に関する相談は、16件で最も多い。その内容は、契約条項に関するものが比較的多い。契約条項を定める際、契約に関するトラブルが生じた際などに、モンゴル法におけるルールについての情報が少なく（または情報にアクセスし難く）、その内容を把握し難いことが、一つの要因であると思われる。債権債務に関する相談は、契約書条項や、債権回収など、現在すぐに必要な情報を得るための相談、現実に問題が発生した後の相談が多い。

労働問題に関する相談は、16件で最も多い。モンゴルの労働法については、日本の労働関係法のルールと異なる点も多く、トラブルに発展しやすい。現実に問題が発生した後に相談する事案は少なく、事前の情報収集が多い。使用者として、無料法律相談を利用してリスク回避を図る目的での相談が多い傾向である。

会社関係の相談は、12件で三番目に多い。中でも、会社設立に関連した相談が、約半数を占める。会社設立といった初歩的な経済活動についても、モンゴルにおいては正確な情報収集が困難である事情がうかがえる。また、会社関係の相談は、会社設立する直前段階であることが多い。

許認可に関する相談は、8件で四番目に多い。企業が新たに事業を開始し、拡大する際の

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

相談であり、会社の定款変更につながるから、会社関係の相談と位置付けることもできる。許認可に関する相談は、実際に事業を開始することを検討している段階であることが多い。許認可に関する相談は、「ある事業を開始する際に、許認可を要するかどうか。」という内容が大半である。

税関係の相談は、6件で五番目に多い。関税、VAT税、所得税など税の種類は様々である。その内容は、課税を通告された後に相談する場合もあるが、「特定の場合に課税されるかどうか」という事前の相談が多い。

不動産関係の相談は、5件で六番目に多い。賃料に関する問題が多い。中には、賃料が相当かどうかといった相談もあるが、法律相談としては、回答が困難である。不動産関係の相談は、現実に問題が発生した後の相談が多い。

担保に関する相談は、2件で、分類した類型中では最も少ない。内容は、預金債権に対する質権設定、銀行の支払保障であり、モンゴル法の一定の調査を要するものである。現実に契約しようとする直前の段階の相談が多い。

その他の相談は、14件である。内容は、これまで述べた類型にまとめられそうなものもある。ビザ、仲裁など、企業活動と関係するものもあるが、条約、家族法など、直接の企業活動と無関係なものもある。

(小括)

無料法律相談は、日本企業支援を目的としており、原則として利用者を日本企業に限定している。したがって、ビジネス関連の相談が多いのは当然である。

その利用者は、様々な業種に及んでいる。

その相談内容は、多岐に及ぶが、債権債務、労働、会社、許認可、税、不動産といった企業活動に伴い生じる問題の多くを含んでいる。

全体に、具体的な紛争が生じる前の相談が多い。契約締結直前であるとか、会社設立をすぐにでも開始したいといった企業の方針を実行に移す段階で、そのやり方がわからない、問題点について情報がない、といった事案が多い。これらの相談には会社設立などの初歩的な相談も多く、実際に企業活動を行う際の、モンゴル法に関する情報の少なさがここにあらわれている。つまり、モンゴル法へのアクセスの困難を理由として、無料法律相談が利用されていると考えられる。

なお、前述のとおり、大使館の無料法律相談は、原則として日本企業を対象としている。したがって、日本企業およびそのビジネスに関連しない個人の法律問題についての需要は、この分析からは明らかにならない。しかし、モンゴルで活動する日本企業のみでも相当数の相談があるという事実からは、モンゴル在留邦人個人、さらに言えば、外国人全般についても、法律問題・法的紛争に直面した際のモンゴル法へのアクセスの困難さは、より大きいのではないかと推測できる。

5 アンケートから読み解く法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

インタビュー結果について、日本企業と在留邦人を比較し内容を吟味すると、法律問題の実態とこれに対する対応の在り方が明らかになる。この点について、アンケート結果をふまえながら以下で検討を加える。

(1) 問題に直面した際への法令へのアクセス方法

(実態)

日本企業(69.2%)、在留邦人(75.0%)ともに、「現地法弁護士に聞く」との回答がもっとも多い。しかし、次に多いのは、日本企業は「在外公館等に尋ねる」(46.2%)であるのに対し、在留邦人でこれを挙げたものは少ない(16.7%)。

在外公館等の公的機関は、一般の在留邦人は相談窓口として避ける傾向がある。

(対応)

在外公館等の公的機関から積極的に在留邦人に対しても歩み寄る体制が必要ではないかと思われる。

例えば、現在、在モンゴル日本大使館においては、日系企業支援として無料法律相談を実施している。また、定期的に法律セミナーも開催している。しかし、これらを利用できるのは、日系企業に限定されており、一般の在留邦人は、これらの制度を利用できない。現在の利用者があまりに多くてこれ以上受け入れられないというのでない限り、日本企業支援という目的に影響のない範囲で、在留邦人の無料相談の利用を許すなどすれば、大使館への抵抗感もなくなるとと思われる。

モンゴル・日本人材開発センター等において、邦人向け無料相談や法律セミナーを実施するといったことも考えられる。

(2) 法令へのアクセス

(実態)

日本企業の場合、「アクセスできないケースはない」がもっとも多い回答である(38.5%)。これに対し、在留邦人の場合、同じ回答は25%にとどまる。

在留邦人で最も多い回答は、「法令等へのアクセスはできるが、通達等にはアクセスできない」(33.3%)、「法律を含めアクセスできない」(33.3%)である。日本企業においては、これらはそれぞれ順に19.2%、23.1%であり、日本企業においても、法令等へのアクセスに不十分な企業が多数存在する。つまり、日本企業は、法令等のアクセスについては、できる企業とできない企業の両極に分かれていることがわかる。

(対応)

在留邦人について、法令自体のアクセスが不十分であることは否めない。また日本企業においてもアクセスが十分な企業がある反面、アクセスが不十分な企業も一定数存在している。法令へのアクセスは、モンゴルにおいては、原則モンゴル語でなければ検索し難いが、

現在では翻訳ソフトの改善等によって、ある程度の法令のイメージはつかめるような状況にはある。

また、モンゴル語さえできれば、国立法律研究所が運営する「リーガルインフォ」(モンゴルのすべての現行法、規則等が掲載されている WEB サイト⁹²)、裁判所評議会が運営する「裁判所判決電子データベース⁹³」が存在しているので、これに基づいて各種法令や判例・裁判例にアクセスが可能である。

裁判所判決電子データベースについては検索のコツがあるので、一般の人には適切な検索が難しいとも思われるが、リーガルインフォについては、キーワード、法令名で検索可能であり、ある程度の検索は翻訳ソフト等を利用しながらでも可能であると思われる。

(3) 現地法令の安定性

(実態)

「法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインになると明らかでない」との認識は、日本企業 (53.8%)、邦人 (40.6%) とともに最も多い回答である。

(対応)

通達やガイドラインについても、文章自体の入手は、努力すれば概ね可能であるはずである。問題は、通達やガイドラインレベルの話になると、実際の担当者(公務員)の解釈・運用に幅が生じていて、画一的・統一的な行政活動が期待できていないことにあるのではないかと思われる。

そして、この点については、モンゴルに特有の事情ではないと思われる。役所の窓口担当者によって言うことが違うことは日本でも当然あることである。むしろ、日本では「わかりません。」、「回答できません。」、「弁護士に聞いてください。」と回答するような事柄についても、モンゴルの公務員は自分なりに考えてその見解を回答してくれているのかもしれない。また、現場の公務員においても裁量権はあるはずなので、その裁量権の行使の幅の感覚が日本とモンゴルとで異なるからといって、それに対して批判することが適切かどうかについても疑問がある。

もちろん、公務員の研修等で統一的な法令通達等の運用を図るほうが望ましいとはいえる。しかし、裁量の幅の大きさを過度に批判して「モンゴルの公務員はおかしい。」とだけ言うのも違うのではないか。仮に、モンゴルの公務員の法令運用に幅があるのであれば、こちらに有利な運用をされている可能性も十分あるわけであり、そのような運用をされて恩恵を受けた場合には、当然、幅のある運用に対して批判することはないわけである。幅のある運用によって得をすることもあれば損をすることもあるのであれば、損をしているときだけ批判することが果たして正しい意見であるのかとも、個人的には考える。

⁹²<https://legalinfo.mn/mn>

⁹³<https://shuukh.mn/>

(4) 現地の裁判制度

(実態)

「費用や時間がかかり、判断も安定しておらず、信頼できない。」との回答が、日本企業 (50.0%)、在留邦人 (59.4%) とともに多数を占める。

(対応)

この点については、まず、費用について、弁護士費用のことを述べていると思われるが、それがかかることは当然であるし、日本でも同様である (おそらくある程度世界共通)。

裁判所の訴訟費用 (印紙税。訴訟手数料。) は、印紙税法 7 条に定められている⁹⁴。日本円で 10 万円 (約 2,500,000 MNT) の訴額の場合、モンゴルでの印紙税は約 2,000 円 (54,950 MNT) となり、日本の訴訟における印紙税 (1,000 円) の倍額ではあるが⁹⁵、日本企業や日本人からみてさほど高額であるとも言えないであろう。モンゴルにおいて、本人訴訟も認められており、訴訟費用をここで特にモンゴル固有の問題と理解することは妥当ではなかろう (弁護士費用を含め、訴訟に費用がかかること自体を問題とすることを否定するわけではないが、それはモンゴル固有の問題とはいえない)。

次に、判断の安定性についてである。判断の安定性は、最高裁判所を頂点とする三審制を採用するモンゴルでは、一定の安定性が制度上図られていることは理解できる。なぜなら、最高裁判所は 1 つであり、最高裁判所は同一事案については同一の判断をすることが、一応、想定できるからである。ただし、第一審、控訴審レベルでの判断について、また、地方の裁判所における判断について、その判断が安定していないことは否めないのが現地においての実感であると思われる。その原因としては、裁判官の資質によることもあるし、日本企業や在留邦人が、モンゴルの司法制度に慣れておらず、実際の問題点を把握できていな

⁹⁴ 印紙税法 7.1.1.に定める裁判における印紙税額

請求額 / MNT /	パーセンテージと料金の金額 / MNT で /
0-130,000	4,550 MNT
130,001-650,000	MNT 130,000 を超える金額の 3% を MNT4,550 に追加。
650,001-1,300,000	MNT 650,000 を超える金額の 2.4% を MNT20,150 に追加。
1,300,001-13,000,000	MNT 1,300,000 を超える金額の 1.6% を MNT35,750 に追加。
13,000,001 以上	MNT 13,000,000 を超える金額の 0.5% を MNT222,950 に追加。

⁹⁵ http://103.11.195.37/app/dashboard/dashboard_ctrl/court_temdegt/shez/107 (裁判所の訴額自動計算WEB サイト)

いことも影響しているであろうと思われる。

なお、判断が不安定であるというが、アンケートにおいても、聴き取りにおいても、裁判所の判断の不安定さを具体的に指摘された方は 1 人もいなかった。ということは、多くの回答者は、そのような漠然とした印象を持っているだけである可能性が高い。

この漠然とした、「不安定である」との印象は、しかし、モンゴルの裁判制度に対する最も強い印象として、日本企業、在留邦人に根付いていることが問題である。そして、この認識は実は印象だけではなく、ある程度正しい認識であると思われるから、日本企業、在留邦人としては、その不安定さを前提としたうえでの訴訟戦略を立てるしかない。そのためには、「不安定さに対する不安をきちんと依頼する弁護士に説明したうえで、その説明を求めていく。」といった、現実的な地道な対応を取り続けるしかないのではないかと思われる。

(5) 相談先

(実態)

日本企業、在留邦人ともに、「現地資格の弁護士」という回答が最も多く、日本企業では 77.8%、在留邦人では 61.1%を占めた。

現地に約 6 年間駐在していた筆者の経験からは、在留邦人については、意外に弁護士への相談が多いという印象である。知り合いや、知り合いの知り合いに弁護士がいるという人は確かに多い印象であるので、人間関係のつてを通じて利用していることはありえよう。知り合いを通じて弁護士に相談することは、特に人間関係が重視されることの多いモンゴルにおいては、非常に適切な対応であると考えられる。

(6) 日本法弁護士

(実態)

「現地の日本法弁護士に相談したことがある」との回答が、日本企業では 42.3%、在留邦人では 31.2%を占めた。

ここで「日本法弁護士」とは何か問題となる⁹⁶。アンケートには日本法弁護士の定義を記載していない。そこで、それぞれの回答者が、「日本人弁護士」の意味に解したり、「日本語ができるモンゴル人弁護士」の意味に解したり、それぞれの理解での「日本法弁護士」を想定したものと思われる。したがって、厳密には、「日本法弁護士」の意味が不明である以

⁹⁶ モンゴルで弁護士資格を有している日本人はいない。モンゴルで外国弁護士資格を有している日本人は 2 名である (2 名とも日本弁護士)。モンゴルで国際仲裁センター仲裁人となっている日本人は 2 名である (うち 1 名は日本弁護士、1 名は弁護士以外)。モンゴルで調停人資格を有している日本人は 1 名である (日本弁護士)。外国弁護士資格、仲裁人資格、調停人資格という 3 つの資格等を保有している者のうち 1 名は同一人物である (日本弁護士)。

上は、回答の意味も不明であるということになるのであるが、一応、「日本っぽい弁護士」という意味では、そういった弁護士にある程度相談経験があるということであろう。

(7) 日本法弁護士への相談理由

(実態)

「日本語で相談したかった」、「日本の事情に明るい」との回答が、日本企業、在留邦人ともに最も多い回答である（それぞれ、日本企業 72.8%、在留邦人 70.0%）。日本法弁護士に相談する理由として、日本語や、日本を知っているという、実は、日本人なら誰でも持っている能力が求められていたことがわかる。ということならば、日本人の弁護士であればそれだけでモンゴルにおいて需要があるのではないかと思われそうなのであるが、後述するように、より具体的に掘り下げれば、実際に日本人弁護士に期待する能力は、日本企業、在留邦人ともに相当シビアなものがある。

(8) 満足度

(実態)

「満足」がいずれも 50%程度（日本企業 54.5%、在留邦人 50.0%）、残りが「まあまあ満足」（日本企業 54.5%、在留邦人 40.0%）との回答であった。なお、在留邦人には「満足していない」との回答が 1 件（10.0%）あった。

(9) 相談した弁護士を知った経緯

(実態)

「在外公館からの紹介」という回答が、双方多く、日本企業 83.3%、在留邦人 40.0%であった。なお、在留邦人については、「もともと顔見知りであった」との回答が、「大使館等からの紹介」と同数あった。

(対応)

日本企業は、大使館等に弁護士の紹介を依頼することが多いことがわかる。この点、在モンゴル日本大使館においては、モンゴル・日本法律家調停人協会が運営する「日本語対応可能な弁護士リスト」に大使館 WEB サイトからリンクさせて、日本語ができる弁護士についての情報提供を行っている⁹⁷。

97

<https://www.mjлма.jp/new-%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E5%8F%AF%E8%83%BD%E3%81%AA%E3%83%A2%E3%83%B3%E3%82%B4%E3%83%AB%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88/>（モンゴル・日本法律家調停人協会 WEB サイト。2022.2.16 最終閲覧。）

(10) 日本法弁護士に相談しなかった理由

(実態)

日本企業、在留邦人ともに傾向は一致していて、「日本の弁護士が現地にいることを知らなかった」（日本企業 33.3%、在留邦人 27.8%）、「現地での問題について詳しいとは思えない」（日本企業 14.3%、在留邦人 16.7%）との回答が多い（日本企業では 1 位、2 位、在留邦人では 2 位、3 位の回答である）。ただし、在留邦人については、「必要になったことがないから」との回答が 38.9%を占めており 1 位の回答である。

(11) 現地資格の弁護士への相談

(実態)

日本企業においては 65.4%が、在留邦人については 46.9%が、「相談したことがある」と回答した。

(対応)

在留邦人からの回答について、弁護士の利用割合は意外と多い印象である。もっとも、トラブルに遭遇した際についての利用の有無を尋ねていることから、トラブルに遭遇していない者についてはそもそも回答に含まれていないことに注意が必要である。

この点、「現地にいる間に法的問題に直面しましたか」との質問に対し、在留邦人のうち 62.5%は「直面していない。」と回答している。「直面した。」と回答したのは 37.5%である。これを前提とすれば、37.5%のうちの、46.9%、すなわち、 $37.5 \times 46.9\% = 0.175875$ となり、在留邦人全体の約 18%が、現地資格弁護士に相談したことがあることとなる。

日本においては、弁護士の利用経験者の割合は、15~20%程度であるから⁹⁸⁹⁹、モンゴル

⁹⁸ 総合法律支援に関する世論調査（内閣府。平成 21 年 1 月調査。）によれば、日本において、弁護士に相談したことがある 20 歳以上の者の割合は、14.5%である。

「過去に弁護士に相談したことがあり、今も相談できる弁護士がいる」と答えた者の割合が 8.9%、「過去に弁護士に相談したことがあるが、今は相談できる弁護士がいない」と答えた者の割合が 5.6%、「過去に弁護士に相談したことはないが、相談できる弁護士がいる」と答えた者の割合が 9.9%、「過去に弁護士に相談したことはなく、相談できる弁護士もいない」と答えた者の割合が 74.8%となっている。（<https://survey.gov-online.go.jp/h20/h20-houterasu/index.html>）

⁹⁹ ピーシーネット株式会社の 2016 年 2 月 17 日プレスリリースによれば、同年 2 月 15 日から 2 月 16 日の期間、30 歳以上の男女を対象に消費者の弁護士・法律知識に関するイメージ調査を行い、「あなたは今まで弁護士に法律相談をしたことがありますか。」という質

における特に在留邦人の弁護士利用割合は、日本における弁護士の利用割合とほぼ同一であると考えることができる。

(12) 現地資格の弁護士への相談理由

(実態)

日本企業、在留邦人ともに、「現地法の問題については、現地の弁護士に相談すべきだから」との回答が、2位以下の回答を引き離して圧倒的に多い（日本企業 64.7%、在留邦人 86.7%）。

(13) 現地資格の弁護士の満足度

(実態)

日本企業は、「満足」41.2%、「まあまあ満足」35.3%、「満足していない」23.5%であった。在留邦人は、「満足」26.7%、「まあまあ満足」53.3%、「満足していない」20%であった。満足とまあまあ満足の順序が日本企業と在留邦人では逆転しており、日本企業は適切な弁護士を選任して満足度が高く、在留邦人は、若干の不満が残ることが多いという結果となった。

(14) まあまあ満足、満足していない理由

(実態)

日本企業も、在留邦人も、「言葉の問題で意思疎通がうまくいかなかった」との回答がもっとも多い（日本企業 50.0%、在留邦人 45.5%）。「弁護士としてのクオリティに問題があった」との回答も、双方で高い割合となっている（日本企業 30%、在留邦人 45.5%）。また、日本企業においては、「日本人特有の事情に明るくなかった」との回答が高い割合である（30%）。

間に対して、「ない」80.7%、「無料の法律相談のみしたことがある」10.0%、「有料の法律相談のみしたことがある」3.2%、「無料・有料どちらの法律相談もしたことがある」6.1%という結果になったとのことである。有料・無料に関わらず法律相談をしたことがある消費者は19.3%と約2割であった。

<https://kyodonewsprwire.jp/release/201602167955#:~:text=%E5%AE%9F%E9%9A%9B%E3%81%AB%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%81%AB%E5%95%8F%E9%A1%8C,%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%8C%E3%82%8F%E3%81%8B%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82&text=%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%81%AE%E7%B5%90%E6%9E%9C%E3%80%81%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%81%AB,%E3%81%97%E3%81%9F%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%AB%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

「費用が高かった」との意見は、在留邦人の回答（27.3%）が、日本企業（10.0%）と比較して多い。

（対応）

言葉と、弁護士の質が問題である。これらの問題は、依頼者が、弁護士を厳選するしか方法はない。

（15） 現地資格の弁護士に相談したことがない理由

（実態）

日本企業、在留邦人ともに、「相談する問題がない」という回答が多数を占めている（日本企業 50.0%、在留邦人 76.5%）。また、日本企業の回答では、「知っている弁護士がいなかった」との回答の割合が多い（30.0%）。

（16） 在外公館等への相談経験

（実態）

この質問は、日本企業のみに対するものである。ある、ないそれぞれ 50%の結果となった。

（17） 実際に相談した窓口

（実態）

この質問は、日本企業のみに対するものである。「在外公館の日本企業支援窓口」との回答がもっとも多い（64.3%）。

（対応）

相談した理由についても調査を行っているが、様々な理由があるようである。企業は、事案に応じて適切な相談窓口を検討していることがわかる。

（18） 相談しなかった理由

（実態）

この質問は、日本企業のみに対するものである。相談しなかった理由としてさまざまあるが、「相談に対応してくれることを知らなかった」との回答が比較的多い（23.1%）。また、「公的な機関であるので近寄りがたかった」（15.4%）との回答が2位である（なお、これと同数の回答として「ほかに相談できる場所が身近にあったから」がある。）。

（対応）

日本企業の支援窓口等の情報提供が望まれるところである。また、在外公館等の公的機関が近寄りがたい印象を与えていて日本企業であってすら相談に行き難いという事情は、モンゴル国における日本政府の機関として非常に憂慮すべきことであり、公的機関側の努力が望まれているといえよう。

(19) 日本法弁護士の相談窓口があれば利用したいか。

(実態)

したいと回答したのは、日本企業が 88.5%。在留邦人が、90.6%であった。

(対応)

双方ともに、日本法弁護士の需要は一見大きいように思われる。

(20) 日本法弁護士の希望する料金体系

(実態)

双方ともに、「相談する内容による」(日本企業 56.5%、在留邦人 51.7%) が最も多く、次に「初回無料」(日本企業 34.8%、在留邦人 31%) との意見が多い。概ね、弁護士費用に対する認識は一致しているといえる。なお、「初回無料」との回答について、「費用を支払いたくないのではなく、弁護士報酬の支払に日本の本社側の決済が必要であるから、当初相談だけは無料であるほうが利用しやすい。その後、実際に業務を依頼する段階になれば相応の費用は当然支払うことができる。」との意見をインタビューで述べられた企業があった。

(21) 利用の条件

(実態)

双方ともに、「日本人弁護士数が増えると利用しやすい」(日本企業 47.8%、在留邦人 51.7%)、「なるべくトラブルに巻きこまれていることを知られない方法で相談したい」(日本企業 17.4%、在留邦人 27.6%) との回答が多く、この 2 つの回答でほとんどを占めている。

(対応)

現在、日本大使館で実施している無料相談では、事前に大使館職員にアポイントを取り、利用許諾書を提出のうえで相談を行っているが、そのような方法であっても、トラブル情報を知られることに抵抗があるように思われた。モンゴルは日本企業、在留邦人共に非常に少なく、お互いの情報がすぐに伝わるような状態にあるから、大使館の相談に限らず、弁護士がモンゴルで活動するにあたり、秘密保持という観点からの検討は特に重要であると思われる。

(22) どこに相談窓口があれば利用しやすいか

(実態)

日本大使館との回答が双方ともに多かったが(日本企業 56.5%、在留邦人 69.0%)、インタビューの結果をふまえば、ウランバートル中心部であれば、どこでもよさそうでもあった。また、インタビュー結果からは、ウランバートルは渋滞がひどいことなどから、オンラインでの相談を併用することを希望する方も多かった。

(23) 許認可・登録関係について問題が生じたこと

(実態)

あるという回答は、日本企業で 11.5%、在留邦人で 18.7%である。

その内容としては、在留邦人においても「ライセンス」といった回答が多い。つまり、在留邦人の一定割合は、規模はともかくとして事業を行っていると思われる。

なお、アンケートからは、日本企業においては、許認可について特に問題点は抽出できなかった。

ただし、在留邦人においては、弁護士との関与が必要になった事例が比較的多く、個人事業を行う際に許認可の問題が生じる可能性が比較的高いことがうかがえる。その内容も、「更新」、「更新の際の脅し」といったものがある。筆者の推測であるが、これらは何らかの問題点を指摘されたうえでの行政からの指摘のことを述べていると思われる。そして、その指摘について、少なくとも回答者の主観では理不尽と考えられることであつたのだろうと思われる。インタビューの結果も考慮すると、個人事業を行っている在留邦人は、法的に適切な対応が取れていない場合もあり、そのことで行政に問題点を指摘されることがあるのではないかと思われる。また、問題点があれば、賄賂の要求等もなされやすくなる（「罰金を安くする代わりに賄賂を支払え」と言われるような事例は、筆者自身も事件処理上で経験したことがある。もちろん通常は、賄賂要求のほのめかす程度であり、公務員が明確に賄賂を要求してくることは少ないし、その限りでは脅しとも言い切れない¹⁰⁰。）。対策としては、法

¹⁰⁰ モンゴルにおける賄賂については、筆者も様々な経験をした。本文で述べたようなモンゴルの公務員からの賄賂の要求も何度か経験した。そのような場合、当然ながら要求を断るのであるが、人によっては断りにくいこともあると思う。むしろ、筆者が問題であると思うのは日本企業からの贈賄である。筆者のモンゴル首都裁判所内にあったオフィスに来て、「隣の部屋の裁判官に賄賂を取り次げないか。」と言ってきた日本企業があった。また、筆者自身に対して賄賂を渡そうとしてきた日本企業もあった。この企業は、「日本のお土産のチョコレートです。」と述べて会食の帰り際にケーキの箱のようなものをくれた。帰宅後、甘いものが欲しくなり、深夜自宅に妻に隠れてチョコを食べる楽しみの気持ちで開封すると、一般には見ないような非常に多額の商品券のブロックが入っていた。私がこの時思ったのは、楽しみにしていたチョコレートがなかったことと、馬鹿にされているとの思いが相まった強い怒りだった。当然ながら、もらうつもりも、いわれもないものであるから、翌日、「返しに行く」と周囲に宣言したうえで（そうしないと、受け取ったと思われかねない）すぐに返しに行ったのだが、時代劇でみたような賄賂の渡し方が 21 世紀にもなっていないままだ行われていることに驚くともに、期待していたチョコレートの味とは相反して誠に後味が悪く、迷惑この上ない経験であった。当然、筆者は、これらの企業と

律に従った対応をとる必要があるとしか言えないが、モンゴルで、複雑な行政手続すべてを適切に処理することには、資金面、言葉の面などで、一定の困難があることも理解できるところではある（もっとも、許認可が必要な事業を行う以上、外国人の個人事業であるからといって、そのような困難があることをもって正当な反論として理解される可能性は、ほぼないことも明らかである）。

(24) 強制執行

(実態)

強制執行経験は非常に少ない。日本企業が2件（7.7%）、在留邦人が1件（3.1%）である。ただし、強制執行の経験を持つ者の全員（日本企業、在留邦人ともに100%）が、執行に問題があると回答している。

(対応)

強制執行については、モンゴル法務内務省その他モンゴルの関係機関においても、現状の執行状況に問題があると認識しており、法改正が検討されているとのことである。

(25) 日系弁護士事務所があれば利用するか

(実態)

日本企業、在留邦人ともに、利用するという回答（日本企業46.2%、在留邦人53.1%）とわからない（日本企業53.8%、在留邦人46.9%）という回答に二分された。いずれもほぼ同数（誤差の範囲）である。共に、利用しないとの回答はなかった（共に0%）。

(対応)

この回答からは、日系弁護士事務所について、モンゴルにおいては、比較的需要は見込まれると思われる。

(26) 日系弁護士事務所について重視すること

(実態)

日本企業、在留邦人ともに、現地での経験を求める割合が最も高い（日本企業80.8%、在留邦人87.5%）、次いで、日本語ができる弁護士がいること（日本企業57.7%、在留邦人53.1%）、現地弁護士との協働（日本企業42.3%、在留邦人53.1%）といった点を重視するとの回答であった。

同様に、日本人弁護士が勤務する場合に重視する点についても質問したが、日本企業、在留邦人ともに、現地での経験を重視するとの回答が有意に多かった（日本企業88.5%、在留

は以後一切かかわらないし経験談をあらゆる方面に言いふらすから、彼らはかえって損をしたことだろうと思うし、そうであれば喜ばしい限りである。食べ物の恨みは引きずるのだ。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

邦人 87.5%)。

(対応)

アンケートからは、日系弁護士事務所、日本人弁護士に期待されることの第一は、現地での経験であることが明らかになった。また、現地弁護士との協働も重視されている。現地弁護士との有効な協働を行うためには、現地での経験と人脈が必要であろうから、求められることは、現地での経験という面に集約できると思われる。

しかし、実際に、日本人弁護士がモンゴルでの経験を積むことは、現状では相当に困難である。現地に中長期的に滞在するなどして活動するほかないと思われるが、実際にどうやって滞在するのか（ビザは？資金は？）。そしてどういう手綱をたぐって現地で弁護士としての業務を経験するのだろうか。筆者にはその方法、キャリア形成のルートが全く思いつかない。あらかじめ敷かれたレールはないことは明らかであるから、独自に努力して現地の経験を積むしかないと思われるが、突然、日本の弁護士が現地に赴いても、本当に弁護士としての活動が可能であるのか、疑問がある。そもそも弁護士業は許認可制であるから開業許可が得られない。現地で法学を学んで後述する司法試験に合格し、弁護士試験にも合格して弁護士資格を得ることは可能であるが、モンゴル語で司法試験に合格できるのか。そもそも司法試験の受験資格があるのかどうかというところから疑問が生じる。また、現地の外国法弁護士登録をすることは理論的には可能である。しかし、本当に可能なのかどうかはその人の属性に大きく影響すると思われる、疑問が残る。法律アドバイザーとしての業務であれば許認可は不要だが、そのような弁護士に仕事があるのか。結局、現地で弁護士としての経験を積むことは、相当にハードルが高いと考える。